

法制化記念 市民シンポジウム 取調べ可視化が始まる

～村木厚子さんと考えるこれからの刑事司法～

日 時：2016年9月17日(土)

場 所：大阪弁護士会館 2ホール



大阪弁護士会

Osaka Bar Association
since 1880

取調べ可視化がはじまる

～村木厚子さんと考えるこれからの刑事司法～

【日時】2016年9月17日(土) 【場所】大阪弁護士会館 2ホール

開会挨拶

山口健一弁護士(大阪弁護士会会長)



山口大阪弁護士会会長 ただいまご紹介いただきました大阪弁護士会会長の山口健一です。

5月に法律が通りました。一部ですが可視化が実現されることになりました。

ここ大阪は、正に可視化運動発祥の地であります。大阪弁護士会の有志が、可視化こそえん罪をなくす道なんだということで、20年以上前から運動を進めてきました。それがやっと法律になり、新たな一歩が踏み出されました。

えん罪をなくすというのは、私たち弁護士、そして弁護士会にとって究極の目的です。私たちは、えん罪をなくすためにこの間さまざまな努力をしてきました。当番弁護士制度をつくったのもその一つです。被疑者国選制度をつくったのもその一つです。そして今、被疑者国選制度が拡大され、可視化が実現しました。

しかし、この可視化の実現には本当に長い道のりがありました。日弁連も弁護士会も、可視化こそえん罪をなくす大きな有力な手段なんだと言い続けま

したが、ずっと無視され続けました。

この可視化を大きく前進させる結果になったのが、今日おみえの村木さんの事件でした。しかも、検察官が証拠を改ざんするなどという前代未聞の事件でした。検察のあり方検討会議を経て特別部会が開かれることになり、私たちは、ここで可視化が大きく実現するだろうと思っていました。私などは、もう可視化が実現するんだと思いました。しかし、特別部会の中で、可視化を全面的に実現するという私たちの願いは全面的には開花しませんでした。一方で盗聴法の問題があり、司法取引の問題があり、そして可視化が全課程ではありますが一部の事件にとどまることになりました。日弁連の中でもさまざまな意見があり、このまま本当に賛成するのかという議論が戦わされました。しかし、最後に日弁連も、村木さん、周防さんたちと相談して、法律化させる、法律に書き込ませることが一番大事だという決断をしました。

今日は、村木さん、青木さんというえん罪を自ら体験したお二人、そしてその後、特別部会でご活躍いただきました周防さん、村木さん、20年前から可視化、可視化と言い続けてきたミスター可視化の小坂井さん、そして、さまざまな人権をめぐる分野でも活躍しておられる江川さんにご参加いただいでパネルディスカッションを予定しております。「こんな豪華なメンバーでシンポが開けるなんて、大阪はいいな」と日弁連では言われています。そんなすばらしいシンポが今日成功して、全面的な可視化の第一歩になる、そんな願いを込めて、今日のシンポジウムに臨みたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

第1部 「私は負けない」～えん罪との454日の戦いを振り返る～

司会 第1部は、「『私は負けない』～えん罪との454日の戦いを振り返る～」と題しまして、ただいまごらんいただきました郵便不正事件の当事者となりました前厚生労働事務次官村木厚子さんと、弁護人をされていた栗林亜紀弁護士に、インタビュー形式で当時のいろいろな思いなどをお話いただけます。

インタビュアーを務めますのは、ジャーナリストの江川紹子さんです。

村木厚子さんは、郵便不正事件後、職場復帰され、内閣府生活統括官、厚生労働省社会援護局長を歴任し、2013年7月から2015年10月まで厚生労働事務次官を務めました。また、郵便不正事件の経験をもとに、今回の刑訴法改正の出発点となりました法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会の委員も務められました。

また、江川紹子さんは、村木さんの裁判を取材され、村木さんとの共著で、「私は負けない『郵便不正事件』はこうして作られた」を上市され、この事件における証拠改ざん事件を受けて設置された検察の



あり方検討会議の委員も務められました。

それでは、村木さん、栗林さん、江川さん、よろしくお願いいたします。

江川 よろしく申し上げます。江川です。こんにちは。

こんな後ろのほうまで人が入っているのはいい景色だなと思って、写真を1枚撮らせていただきました。これから30分ぐらい、村木さんにお話をお伺いしたいと思います。栗林さんもよろしくお願いいたします。

今、判決前日の様子が報道されたビデオが流れましたけれども、その後、無罪判決が出て確定しました。今見たビデオでは、これは無罪だという感じで報道されていましたが、最初は全然違いましたね。事件当時、逮捕される前の報道も含めて、村木さんの周辺がどんな雰囲気だったのかを教えてくださいたいのですけれども。

村木 逮捕された係長さんが、課長に指示されてやったということを取調べで話しているという報道が流れたところから、ものすごくたくさんカメラとマイクに追いかける毎日でした。職場にもいられなくて、こっそり隅っこの会議室に隠れて仕事をして、トイレもあたりを見回してダッシュで行って、ホテルとか娘の家とかを泊まり歩いていました。

江川 そのときの報道の論調は、村木さんが何らかのかかわりをしたに違いないという感じだったんですか。

村木 そうですね。すごく印象に残っているのは、目的のためには手段を選ばない女だみたいなのが出ていて、どうやってこういう人相の悪い写真を探してきたんだろうと思うような写真とか、物理的に暴力的に追いかけるので慌ててエレベーターの中に入ったのが、あたかも逃げ回っているように見える映像とか、そういうのであふれていました。

江川 村木さんのお連れ合いがやはり当時厚労省にいらして、その方からお伺いしたんですけれども、そちらにも取材が行ったそうですね。最初にご自分の仕事に関する取材かと思って受けたら、厚子さんの関係の事件について聞かれたので、いろいろ説明をしたと。偽の証明書を発行したということで、その証明書を発行したのが村木課長名だったんですね。だから、課長名の文書を課長が偽造するなんてあり得ないでしょう、自分が欲しいと思ったら、自分が決裁権者なんだから自分がサインして正規のものを作れば済む話なのに、わざわざ偽のものを部下に命じてつくらせるなんて、そんなまどろっこしいことをやるのは霞ヶ関の常識に反してるんですという話をしたけれども、全然分かってもらえないで、検察が言っているストーリーをそのまま鵜呑みにされたという話をされていました。

そういうさなかに事情聴取が行われることになったわけですが、そのときにはどんな気持ちで行かれたんですか。話せば分かるという感じでしたか。

村木 周りの人はみんな検察に呼ばれているのに自分だけ呼ばれないという状況が結構長く続いていたので、やっと呼んでもらった、やっと自分の言い分を言えると、そのときは思っていました。

江川 その事情聴取というのは、逮捕するから来てくださと言われるわけではなくて、事情を伺いたいということで行くわけですね？

村木 そうですね。ただ、取調べの最初に「あなたは被疑者です」と言われたので、「被疑者だというのはどういう意味ですか」と聞いたら、「言いたくないことは言わなくてもいいという意味です」と言われたので、そういう立場で呼ばれているんだというのは分かりました。けれども、自分の口で弁明ができる最初のチャンスなので、きちんと説明すればいいとそのときは思っていました。

江川 そのまま逮捕されるわけですがけれども、逮捕されるということは予想されていたんですか。

村木 弁護士さんが、「大阪までわざわざ行って事情聴取、大変だよ。でも、『行きません』と言ったら、それを理由に逮捕されるかもしれないね」と自問自答されたんですね。それを聞いて、ああ、逮捕ということもあり得るんだと。それがほんのちょっとした心の準備にはなっていたんですけれども、余り現実的に逮捕というのは考えてはいませんでした。

江川 それが最初の事情聴取で、これで終わりかなと思ったら逮捕されちゃったという感じですか。

村木 そうですね。朝から行って取調べを受けて、夕方ぐらいに逮捕されたんです。私は何も知らないわけですから、「国会議員に頼まれましたか」「頼まれています」「上司に指示されましたか」「指示していません」「係長に命令しましたか」「命令していません」「偽の文書をつくって相手に渡しましたか」「渡していません」、それ以上しゃべることがないので、非常にあっさりとそのやりとりを何度かただけで、「やってません」と言ったら逮捕されたというのがそのときの実感です。

江川 逮捕と言われたときは、どんな気持ちでしたか。

村木 これからどうなるかというのが全然イメージできてなかったもので、どうなるかなというのと、マスコミがそういう状況だったので、私が逮捕されたことを娘がいきなりテレビで見たらどれだけショックを受けるだろうかと考えました。テレビで見る前に知らせたいなというぐらいでした。ほかに余り想像力が働かなくて、いろんなことを考えられなかったです。

江川 それで逮捕されて、そのまま拘留所生活が始まるわけですね。その逮捕された翌日からすぐ本格的な取調べになったんですか。

村木 そうですね。逮捕されて夕方拘留所へ連れていかれて、その日の夜も取調べがあって、明るる日からずっと毎日ですね。

江川 さっきテレビでもありましたけれども、検事さんが、「私の仕事はあなたの供述を変えさせることです」という話をしたわけですか。

村木 取調べの1日目に、「勾留は10日間です。1回だけ延長できるので、多分20日間になるでしょう。そ

れで取調べが終わったら起訴をするかどうか決めますが、あなたの場合は起訴されるでしょう。私の仕事はあなたの供述を変えさせることです」と一番最初に宣言されました。

江川 では、最終的なゴールはもう決まっていたということですね？

村木 そうですね。実は検察庁に呼ばれたときに雑談をした女性事務官から、「この検事に当たってよかった。とてもいい人ですよ。あなたの話をよく聞いてくれますよ」と言われたんですね。実際、とても誠実そうな人だったのですが、その検事がそう言ったので、これはもう組織がそういうふうの方針を決めて動いているんだなというのを一番最初に実感させられました。

江川 村木さんは推理小説を読むのが好きだと伺っていますけれども、推理小説などでは、捜査とか裁判とかいろいろな場面が出ると思いますけれども、そういうもので知ったこと、あるいは想像していた取調べと、現実を受ける取調べというのは随分違いましたか。

村木 取調べのイメージは、ひどい取調べがテレビとか映画で出てきますので、そういう人もいるかもしれないと思っていたんですけども、一番イメージが違ったのは調書です。取調べを受けて、自分がしゃべったことが記録として調書になるんだろうと思っていたのに、それは全く違うということにすごくびっくりしました。

江川 どういうふうに違うんですか。

村木 検事にいろいろ聞かれてずっとやりとりをして、その中で検事が記録に残したいものだけが調書になるんです。例えばさっき言われたように、自分の名前の証明書を自分が偽造する必要なんかないじゃないですかとか、その証明書は相手に手渡ししたことになっているけれども、中央官庁は郵送が普通で、書類を手渡しすることなんてありませんけどとか、そういうことを一生懸命説明しているんですけども、そういうのは一文字も調書にならないんです。検事が、ここを記録に残して裁判で使いたいと思うところだけが調書になっていく、それがすごく意外でした。これは取調べの記録じゃないんだなというのが一番大きかったです。

江川 では、いっぱいしゃべった中から、つまみ食いするみたいな感じですか。

村木 そうです。だから、何日も取調べがあっても1枚も調書ができないときもあるし、朝来ていきなり立派な調書ができていて見せられるときもあるし、すごく驚きました。

江川 その日は調べをしてないのに？

村木 ええ。だから、今までの分を総合して、これでいこうというのをきっと検事さんが残業して一生懸命つくって、明くる朝10枚ぐらいの分厚い調書を見せられるとか。

江川 それで随分違うなというところもあるわけですか。

村木 たくさんありますね。

江川 今覚えていらっしゃる所で何かありますか。

村木 一番最初、私もなれてなかった頃のことと印象に残っているんことがあります。偽の証明書はつくっていません、係長に指示もしていません、部長からも偽の団体に証明書を出せという指示もありませんでした、こういうところは自分がすごく記憶に残っているし、そこは絶対やるわけがないので、自信を持ってしゃべって調書にもそう書いてもらうことができたんですが、そのときに、「この偽団体と言われている団体の会長さんと会ったことがありますか」と聞かれたんです。もし「偽団体です」という看板をぶら下げて来てくれていたら覚えていると思うんですけども、5年前ぐらいの話ですし、1日に何十人と人に会っている中で本当の障害者団体らしく名刺交換していたら、覚えていませんよね。だから、「会ったかどうか記憶にありません。覚えてはいないけれども会っている可能性はあります」と言ったんですけども、「会っていません」という調書しかつくってくれないんです。幾ら言ってもだめなんです。検事さんにそう言ったら、「調書はあなたの記憶だからこれでいいんです。後で会ったことを思い出したら、また調書をつくり直してあげますから。調書ってこういうものなんです」と言われて、分からないので、そうかなと思ってサインしてしまっただけです。

後で弁護士さんに相談したら、とんでもないと言われて、二度と違う調書にサインしちゃいけないんだということが分かりました。

江川 そうすると、仮に気がつかないうちに名刺交換していた中に入っていたら、今度は……。

村木 村木さんはうそつきだった、うその証言をしたということになるわけですね。でも、私はそれが最初分からなくて、押し負けてサインしてしまったんです。

江川 弁護士さんは、捜査のときにも面会に来てくれてそういうアドバイスをしてくれたんですか。

村木 はい、毎日来てくださっていたので、心配なことはその都度相談をして、そのときも、ひどいね、抗議文をすぐ出しておいてあげるといことになりました。

江川 訂正してもらうのも結構大変なやりとりがあるということですか。

村木 そうですね。「調書ってこんなものです」と言われても、初めて取調べを受けているわけですから分からないですよ。そういうことがいっぱいありました。

あと、「私はやっていません」という調書をつくってくれたのはよかったんですけども、やったということになっているのは、あいつがうそをついているんです、こいつが悪いんです、あれはうそつきですと、山のようにほかの人の悪口が書いてあるんです。私は一言もそんなことを言ったことがないので、「これ何ですか。これ、私の調書じゃないですよ」と聞いたら、そのとき検事さんが言ったのは、「筆が滑りました。調書は検事の作文です」と、そこまで言い切られたので、すごいなと思いました。

江川 それはまだいいほうの検事さんですか。

村木 そうです。ですから、私も、こんなのは私の調書じゃないといって物すごいやりとりをして全部変えてもらったので、最後は直りました。

江川 直したらすぐそのままサインして終わりという感じだったんですか。

村木 物すごいやりとりをして、1時間も2時間もかけて全部直して、分かりました、これで結構です、サインしますと鉛筆をしようとしたときに出来上がった調書を取り上げられて、「最初のと随分違っちゃったから上司の了解をとってくる」と言われたんです。私とあなたの取調べの調書を、何でここにいなかった上司の了解をとりに行くのかと、あれはびっ

くりしました。

江川 改ざんした主任検事か誰かがそれをチェックしていたんでしょうかね。

村木 そうですね。今考えてみると、きっとあの方がチェックしていたんだと思います。

江川 その後、別の検事さんの取調べが始まりますね。係長の取調べをやっていた検事さんですが、調書の作成も含めて、どんな感じでしたか。

村木 この方は相当変わった検事さんで、最初の1日、2日ぐらい、こういうストーリーなんだと検事さんが私に話すんです。こうなって、こうなって、国会議員が言ってきて、そのとき誰が受けてと、見てきたように蕩々と私に事件のあらましをしゃべってくださるんです。そこで、取調べが終わってから部屋に帰って、聞いたことを一生懸命書き起こしてみたら、大学ノート2ページ半ぐらいあったんです。不思議ですよ。私が本人なのに、私に説明してくれるという検事さんでした。

江川 そのとき調書もつくったんですか。

村木 さんざん説明した後で、「村木さん、その係長さん、悪い人ですか」「いや、まじめな人です。どっちかというところの弱い、まじめな人です」「お金のためとかで悪いことをする人ですか」「いや、そんなことはありません」「じゃ、議員案件でやらなきゃいけない、課長もそれを望んでいると彼が思い込んでもし証明書を偽造したとしたら、彼はかわいそうですね」「そうですね。もしそんなふうに彼が思い込んだとしたら、彼は大変だったでしょうね。かわいそうですね」と言ったら、「私は大変責任を感じています。私の指示で彼がこんなことをしてしまいました」という調書をいきなりつくるわけです。仮の話をしていませんでしたっけと思ったんですけども、いきなりそんな調書をつくって読み上げられたので、余りにも腹が立って、「そんなものにサインはできません」と言って拒否しました。絶対この検事さんには何もしゃべりたくないし、この検事さんのもとでは絶対に一枚も調書はつukらないと心に誓いました。

江川 世の中には、随分たくさんの方がやってもいないのにサインをしてしまう、そういう状況になってしまうというケースがいっぱいあると思うんですけども、村木さんの場合は、不本意な調書もある



とおっしゃっていましたがけれども、なぜその調書にサインをしないで済んだんだと思いますか。

村木 一つは、そうはいつでも、自分の勤めている、自分の責任のある部署で起きた事件ですから、真実は解明しなきゃいけないというのがあるのと、だからこそ、自分のことについてもうそはいけなくて、やっていないものはやっていないと言わなきゃいけないと思っていたし、負けちゃいけないと思っていたんですかね。

江川 もう一つ、村木さんは普段、部下がつくってくる書類を、答弁とかを考えながらチェックするというお仕事をされていたことも幸いしたところもあるんでしょうか。

村木 そうですね。検事に「ここを直せ」ということはもしかしたら言いにくいかもしれないですけども、向こうも公務員で、私も公務員だし、向こうが大分若いし、そのうちに、「違うでしょ。ここはこうよね」みたいな感じになってきて、部下もちょっと逆らってくるけど、どっちが勝つかみたいな、そのシチュエーションそのものはなれたシチュエーションだったかもしれないですね。文書も読みなれているし、文書を直していくのもなれているし、そういう意味では私はほかの人に比べたら楽だったかもしれないですね。

江川 そうはいつでも、起訴されて、その後、いろいろ証拠を見ると、厚労省の関係の人も検察のストーリーに乗っちゃったような調書があったり、しかも逮捕もされていないのにという人も結構いましたよね。ああいうのを見て、どんなふうに思われましたか。

村木 最初は強烈にショックでした。自分の信頼している部下の人が、村木さんがその団体の人と話しているのを見ましたとか、村木さんから、ちょっと大変な案件だけどうぞよろしくお願いしますと指示されましたという調書にご本人のサインがあるわけですね。2人目の検事はとても意地悪で、その現物を持ってきて私に見せるわけです。胸の中に鉛を飲み込んだようなショックはありました。

江川 先ほどのテレビでも、164日間身柄を拘束されたとありましたけれども、ほかの人たちはみんな保釈で出ているのに、村木さん1人がずっと閉じ込められているという状況だったわけですが、そのときに弁護団が保釈の申請とか一生懸命おやりになったと思うんですけども、それがなかなか出なかったんですね。栗林さん、そこを教えていただけますか。

栗林 村木さんについては、保釈の請求は合計4回しました。1回目、2回目は起訴されてから比較的すぐしたんですけども、全然通りませんでした。保釈というのは裁判所が認めるものですが、決定に当たっては検察官の意見を聞きます。その検察官の意見は弁護人も知ることができるんですが、検察官は保釈に猛反対していたわけです。普通、検察官が保釈に反対する際には「不相当である」という意見を書くのですが、村木さんの事件については「絶対に不相当」と書いてあったんです。日本語としても余り聞かないフレーズですね。何を理由に反対しているかということ、先ほど村木さんがおっしゃった、「凍の会の代表者の方と一切会ったことがありません、私はその方を一切知りません」という調書がある、と。ほかの人は、その代表者と村木さんの接点をしゃべ

っているのに、村木さん1人だけ明らかなうそをついていると。本当は村木さんは「記憶にない」と言ったんですけれども、検察官は、「調書とはそういうものだから」といって、「一切会ったことがない」という断定的な調書をつくった上で、それを保釈の反対意見としてその理由に挙げていたのです。本当に卑怯だと思いました。そういったやり取りの末、4回目の請求でようやく通りました。

江川 自由の身になるのも本当に大変だったわけですが、その後、裁判になるわけですね。日本の裁判は、99.何%有罪だと言われている状況の中で裁判が始まったわけですが、検察側の証人が次々に、調書でとられていた話と違う証言を法廷ですることが続いたと。それを聞いていて、村木さんはどんなふうに思われましたか。

村木 取調べを受けているときは、「あなたがうそをついているか、ほかの全員がうそをついているか、どっちかです」と言われていたんですね。状況が分からないから、そんな状況になっているのかなと思っていたんですけれども、裁判が始まると、みんな、これは検事に無理矢理誘導されましたとか、脅かされましたとかという話が出てきて、どんどんストーリーが変わっていった。その当時はやっぱりほっとしました。私が真っ黒ですという調書しかなかった中で、一人一人がどういう証言をしてくれるのかなとすごく不安な思いで裁判を待っていたら、一人一人がそれを否定してくれたので、ほっとしましたし、そういう調書をとるためにありとあらゆる手段が使われるんだなということもよく分かりました。

江川 その中で特に決定的だったのが、村木さんの指示を受けて偽の証明書をつくりましたという調書が作成された元係長さんが、そういった調書も全部でっち上げですという証言をされたことだと思います。それを聞いたときの気持ちというか、ご自身が取調べを受けた体験との関係で、彼の証言は納得できるものがありましたか。

村木 彼は裁判で、泣きながら、何度言っても自分の言うことを検事に聞いてもらえなかった、いろんな人の証言を重ねて、重なったところをみんなが言えばそれが真実なんだ、本当の真実なんて誰も分からないんだからと言われて、メンタル的にもどんど

ん苦しくなっていって、勾留が長引くことが怖くなって、卑怯だと思ったけれども、負けてしまって村木さんの関与を認めたと。そのことを後悔もしているし、悔しいという思いがにじみ出ている、本当につらい思いをしたんだなということがよく分かりました。

江川 その係長も含めて、証言と調書が随分違うということを弁護団として1個1個質問しながら明らかにされていったわけですが、それを聞きながらどんなことを考えられましたか。

栗林 供述調書というのは密室で作られます。そのときにどんなやりとりがあったのか、外の者は一切知ることができないし、事後的にも検証することができないという状況でした。

検察官というのは、思いどおりの供述調書をつくるためには、正直何でもするんです。それは、例えば机をたたいてびっくりさせるとか脅すということもありますし、その人が大事にしているものを壊すという脅し方をする場合もあります。例えば、今回、障害者団体側で事件に関わったとされた共犯の人は、その人が一生懸命準備していたピアノパラリンピックをできなくさせてやるとか、勾留が10日で済むかもっと長くなるかはあんた次第だと脅されました。その人は法廷では詳しくはしゃべらなかつたんですが、当時その人についていた弁護士さんが抗議の文書を送って取調べの可視化を求めていたので、そういったことを言われたということが記録に残っていたんです。実際、その人は事件についての検察官のストーリーに乗った供述調書にサインして、すぐ保釈されていました。保釈に対する検察官の意見書には「しかるべく」、つまり、保釈してもらって結構ですと書かれていました。しかも、保釈保証金は、相場と比べて相当に安い100万円でした。やはりみんな保釈とか再逮捕とか、そういうことをちらつかされて、検察の思いどおりの調書をとられてしまったんだなと感じました。

江川 そういう調書をつくった検察官も、随分呼ばれて証人尋問していましたね。村木さん、検事さんの証言を聞いてどう思いましたか。

村木 6人ぐらいの検事さんが出てきて、本当に適正にやりました、今証人が言ったような変なことは一切言ってません、やってませんと。見られてない

から何でも言えるなと感じました。究極の水掛け論ですよね。裁判官は何をもとにどっちの言い分が正しいかを判断するんだろうと、すごくむなしの時間に思いました。

江川 そういう中でようやく無罪が出て、一審で確定しました。その後、証拠改ざんなんかも分かったわけで、証拠改ざんがあったから無罪になったわけじゃないんですね。証拠改ざんが分かったのはその後ということになるわけですが、それからいろんな検察の問題が指摘されたりしましたが、その後、逮捕イコール、あるいは特捜部が狙っているイコール有罪だ、あるいは犯人だという風潮、報道も含めて、社会は変わったと思いますか。

村木 どうでしょうか。基本のところは余り変わってないかもしれないですね。私自身は、誰かが逮捕されたというニュースを見たときに、これがえん罪ではありませんようにいつも思うようになっちゃったんですけど、基本の報道の雰囲気というのはまだそんなに変わってないんじゃないでしょうか。

江川 ご自身がそういう経験をされて、今日は弁護

士の主催のイベントでもありますし、ここにも弁護士さんがたくさん来られていると思いますけれども、弁護士の存在というのは村木さんにとってはどうでしたか。

村木 神様でした。検察は組織ですから、そこに弁護士さんが対峙していくというのはものすごく大変なことだと思うんです。でも、被告人・被疑者にとって頼みの綱は弁護士さんしかいないので、そういう意味では弁護士さんの果たす役割にすごく期待します。今度の制度改正について後でも話が出てくるかもしれませんが、できるだけ早く弁護士さんの手助けが得られるようにしていくというふうに仕組みも動いていくというのはすごく大事だなと思っています。

江川 その辺の仕組みを変えるための法制審での働きぶりは、後のパネルディスカッションのときにお話を伺いたいと思います。どうもありがとうございました。

司会 村木さん、江川さん、栗林さん、ありがとうございました。

第2部 東住吉えん罪事件で無罪が確定した青木恵子さんの報告



司会 本年8月10日、大阪地方裁判所である再審事件の無罪判決が言い渡されました。つい最近のことですのでご記憶にある方も多いかと思いますが、一般に東住吉事件と言われるえん罪事件です。

1995年7月に青木さんの自宅がほぼ全焼し、入浴

中だった青木さんの長女が逃げ遅れて亡くなるという痛ましい事故が発生しました。そして、その火災原因が確認できなかったことなどから、青木さんらによる放火が疑われ、そのまま有罪の判決が確定してしまいました。しかし、自白と客観的証拠が一致

しないことや、自然発火の可能性が十分認められることが新証拠により明らかとなり、2012年3月7日に再審開始の決定がなされていました。

これを受けまして、第2部では、緊急企画といたしまして、東住吉えん罪事件についてご報告いただきます。

ご報告くださるのは、このたび無罪判決を得ました青木恵子さんと、弁護人をされていた青砥洋司弁護士です。青木さん、青砥さん、よろしく願います。

青砥 一般的に、アメリカ人のスピーチはジョークから始まり、日本人のスピーチは言いわけから始まると言われますが、私も日本人なので言いわけから始まりますし、弁護士でありますので、非常に分かりにくい言いわけから始まるわけですが、刑事訴訟法281条の4に、開示証拠に係る複製等の目的外使用の禁止という規定があります。刑事訴訟で開示された記録をこういうところで見せてはいけないという規定で、それに違反した場合、弁護士法上の懲戒処分や民事上の損害賠償請求などがあるんですが、再審請求の段階において検察官が任意に当該証拠の閲覧、謄写の機会を与えた場合はこれの例外に当たるとですね。これからお示しするのは再審請求即時抗告審で検察官が開示したものなので、目的外使用の制限に当たりませんので、後で僕を懲戒請求しないでください。懲戒請求されると凹みますので、よろしくお願いします。

この東住吉事件では、共犯者と言われた朴さんは70何通、青木さんは8通もの手書きの自供書をつくっています。例えば平成7年9月10日につくったものでは、「生命保険のため、めぐみを殺したこと」とあります。そのほかにも「めぐみを殺した理由」「めぐみを殺して生命保険を取ろうとした」「取ろうと話をしたこと」などと書かれているものをつくっているんですが、無罪判決が出たことで皆さんもご存じだと思いますが、青木さんはそういうことはやっていないんですね。

ここで青木さんに伺いたいんですが、自分が経験していない、自分は全然関係ないことの手書きの自供書がなぜできてしまうのかということについて、ご説明いただけたらと思います。

青木 私自身やってないので、刑事から紙と鉛筆を渡されても、何を書いていいか分からないのでじっとしていると、刑事が「まず題名から書いていこう」と言って題名を言います。そして、刑事の言った言葉を私は聞き逃さず書いていくわけですが、途中で忘れてたり覚え切れない部分については当然手にとまります。すると、刑事は、「認めたくない気持ちは分かるけれども、素直に認めなあかん」とか、「娘に悪いと思ったら認めなあかん」と言って、どこまで書いたかを見て、また続きの言葉を言うので、私としては必死に刑事の言う言葉を、自分の意思ではなく、ただその言葉を書き綴っていたという状況でした。

青砥 そういうふうに手書きの自供書がつくられていくわけですが、しかし、そうはいえ、やっていないことであるし、どうでもいいことではなくて、自分の娘を殺したという内容を書くということは非常に抵抗があると思うんですけども、そういうものを作らないといけないという心理状態というか、作られるということについて、9月10日になぜそういうものを作ってしまったかということを教えていただけていいですか。

青木 娘を亡くしてから、私自身は、娘を助けられなかったという思いで、食事も食べられず、精神的にもおかしくなり、毎日、死にたい、死にたいという気持ちで過ごしていました。そこで突然、任意同行ということで連れていかれたんですけども、その任意同行の意味も分からないし、私としては、火災の原因が分かったんだろうと警察に協力するつもりで取調べ室についていったんですけども、それがいきなり犯人扱いされました。その取調べの途中で、夏なのにすごく寒気がして、警察が毛布を貸してくれて、新聞紙でつくったゴミ袋も渡されたんですけども、何も食べていないので出るものも唾液ぐらいという状態でした。

そのような中で、初めは当然、やっていないと頑張っていたんですけども、朴さんが娘に性的虐待をしていたという事実をまず聞かされました。全く知らなかった私にとっては本当に衝撃的なことで、娘を助けられなかっただけじゃなくて、本当につらい思いをしていたんだな、娘に悪いなと思って、ます



ます死にたいという気持ちが大きくなっていきました。次に、「息子が、朴さんがガレージにおりて火をつけたところを見ているぞ。おまえがやってないと言うんだったら、息子を法廷に出して親子で争うのか」、その後は、「朴さんが認めている。おまえは母親なのに、おまえのほうからいっぱい書いてファクスを送ってやらなあかんやないか」と言って、朴さんが書いたというファクスを目の前でちらちらされて、私はそのとき、ああ向こうはやってたんだと思わされました。

青砥 その取調べの状況は、もちろんそのときは可視化の録音・録画なんかはないんですが、再審請求の即時抗告審で報告書という形で出てきました。

ここにありますように、9月10日午前7時30分ごろから8時6分ぐらいまで東住吉署で調べたということが分かります。施錠してあったし、車からガソリンが漏れることはないので、同人に対して、母の心、人間としての心に訴える取調べを実施したということが書いてあります。そして、寒いと言うので毛布を貸し与えたら腰に巻いていたとか、これまで以上に体を震わせて、げえげえと空えづきをしたということが書いてあります。

それから、10月14日に作られた報告書にも、その当時の状況が書いてあります。息子さんが、朴さんが車のところに行って、戻ってきたら火がついたということを言っているとか、我が子がうそをついていると言うのか、法廷で親子で対決するのかなというようなことを言ったということを警察自身が報告書に書いています。

その後、9月11日に一旦否認に転じるんですが、14日になって認めてしまいます。11日から13日は否認していたんだけど、14日にまた認めてしまったのには何か理由があったんでしょうか。

青木 ずっと黙秘して頑張っていたんですけども、

この日も朝、昼と本当にすごい厳しい取調べで、体調も悪く、何を言っても、向こうはやったと言い、私はやっていないと言うという状況の繰り返しで、それが朝の取調べでも昼の取調べでも続きました。

その朝と昼は乗り越えたんですけども、夜になって座っているだけでも体がしんどい状態でした。取調べ室のいすは背もたれもない丸いすなんですけれども、そのいすにずっと座っているわけですから、病院に連れて行ってほしいと訴えたんですけども、連れていってもらえず、そうしているうちに、私はそのいすから滑り落ちました。そのときに刑事は、「何を白々しいことをしてるんや。メグはもっと熱い思いをして死んだんや。おまえは認めへんから、しんどいふりをしてるんや」と言われました。そんなことが続いた後、さっきまで怒鳴っていた刑事が急に優しくなって、「何で娘を助けへんかったんや。助けられへんかったということは、殺したことと同じや」と言われました。今の私ならその違いは分かりますけれども、当時の私にとっては、娘を亡くして、助けられなかったということで自分を責めている状況でしたので、その言葉で、ああ、やっぱり私のせいで娘を亡くしてしまったんだ、それは殺したことも一緒だと思って認めてしまいました。

青砥 今映っているのは取調べ日誌というもので、これは警察が内部の報告のためにつくっているものなので、そんなに都合の悪いことは書かないんですが、大体青木さんが言ったようなことが書いてあります。

9月14日16時5分ごろ、サカモトが「一遍いすから立ち上がって背伸びしてみるか」と言うと、立ち上がろうとしたんだけど、そのまましゃがみ込んでしまったということとか、夕方、出場して調べ室に行く間、背中を丸めて、よたよたと老人のような歩き方をするので、イマイが右腕のつけ根付近を

持って支えながら入室させた、警察自身が青木さんの体調が悪いということを認めるような取調べ日誌を書いています。

その後、弁護士接見があったり、同房者に勇気づけられたりして、また否認するわけですが、その後の取調べはかなり厳しかったんですか。

青木 ずっと黙秘している状況ですから、刑事はいろんな手段を使って認めさせようとしてました。

大きい声は当然張り上げているし、机もたたき、私が余りにも返事をしないので、刑事が私の耳元で、「これは怒鳴ってるんじゃないぞ。おまえが聞こえへんと思って大きな声で言ってやっているんだ」と大声で言ったり、いろんなことをされました。それから、娘の写真を私の目の前の机に1枚、あと両壁とちょうど真っ正面に見えるように貼って、「やってないというんだったら娘の写真が見れるやろ。写真を見ろ」と言われました。でも、私はやっていないけれども、娘の写真を見るとつらくなるので見たくないの見なかったら、向かいに座っている刑事が手を伸ばして、私の首を押さえて「見ろ、見ろ」とされました。

そして、その後、娘のお骨を預けているお寺さんに刑事たちが話を聞きに行ったようで、「娘の戒名をおまえは知ってるか」と。私が「知らない」と言ったら、「母親やねんから覚えとかなあかん」と言って戒名を何回も言わされたり、余りにも認めないものだから、「お骨も持ってきてやろうか」とも言われました。

青砥 また取調べ日誌ですけれども、17日には、「弁護士が一番の味方だ。だましたらあかんがな」と大声で言うということで、大声で言うことは警察自体が認めているんです。また、「おまえが無実だと言うんなら、何であるときめぐみを助けたらんかったんや、何でや」と大声で言うとか、『『挨拶と事件とは関係ないやろ。人間として答えたらどうや』と大声で言うと、黙ってうなだれた」とか、大声は普通のことのように書いてあります。そのように何でもかんでもとりあえず大声で言うという感じで、何とか自白に追い込もうとしていたんですが、結局は再審請求審でこういう記録が出てきたということで、今年の8月に無罪判決が出ました。青木さんとして

は、8月10日の判決を聞いて、どういう感想を持たれましたか。

青木 私の望んだとおり、自白も排除してもらって、真っ白な無罪判決をもらって、本当にうれしかったです。今まで裁判所で訴えてきたのに、全く聞いてもらえず、勝ったこともなく、ずっと負け続けて、刑務所にまで行って、再審請求で初めて勝ったわけですけれども、判決内容を聞いて、こんなにうなずける判決があるんだなと。今までは「何々とは言えない」というひどい判決内容ばかり聞いていたので、ある意味感動したし、ここまで認めてもらって本当に真っ白な判決をもらって、これで娘も浮かばれると思いました。

青砥 我々も法廷で判決の言渡しを聞いていたんですけれども、びっくりしたのは、「ハチオ警察官とともに朴の取調べに従事したスギノ警察官は、取調べ状況に関して、ハチオ警察官の供述と符合する供述をしているが、上記のとおり、ハチオ警察官が虚偽の供述をしていると認められる事項についても符合する供述をしていることに照らすと、双方で口裏合わせをした疑いが濃厚に認められ」と、警察官が口裏合わせしたということまで裁判所は言っているんですね。そういうことで青木さんの自白に任意性を認めることができないとし、自然発火の可能性が合理的な疑いとして認められるということで無罪判決を言渡しました。

最後に青木さんのほうから、青木さんのようなえん罪で苦しむ人がないようにするためには、どういうことをしたらいいかというお考えを教えていただけたらと思います。

青木 取調べの状況は、裁判でずっと裁判官に訴えてきましたが、確定審では、誰一人私の取調べの状況を認めてくれた裁判官はいませんでした。もしこのときに録音・録画されたものがあつたら、私がついてくるのか、刑事がついてくるのかはすぐに分かったと思います。ですから、私としては、一から十まで全部録音・録画して、そして何も分からないわけですから、弁護士も立ち会っての取調べをしていかないと、えん罪はなくならないと思います。

青砥 どうもありがとうございました。

第3部 取調べ可視化法制化の概要



司会 第3部は、大阪弁護士会所属の秋田真志弁護士より、取調べ可視化法制化の概要をご報告いただきます。秋田さん、よろしくお願いいたします。

秋田

いきなりこの場を法廷にしてみたいと思います。

今から、大阪府警本部の警察官である森直也刑事を主尋問します。私は検察官をやります。

— 森刑事、あなたは、ヒロセ被告人の取調べを担当しましたね？

ああ、しました。

— 初めから事実を認めていたんでしょうか。最初は否認してましたね。

— そのうち事実を認めるようになったんでしょうか。取調べから約1時間ぐらいで自白するに至りました。

— どのような取調べをしたら事実を認めるようになったんですか。

ヒロセ君の良心に訴えかけるように、諭すように私が心を込めて話したところ、1時間ぐらいで涙ながらに自白したという様子でしたね。

法廷でよくあるやりとりですけども、ここから私は弁護人をやってみます。経費節減のために、私が検察官と弁護人の両方をやらせていただきますので、ご了解ください。

— 森刑事、あなたはヒロセ被告人を犯人だと決めつけて自白を迫ったのではないんですか。いえ、そんなことはありません。私は良心に訴えかけて、彼に話しかけて、彼が自白するに至ったんですよ。

— 大きな声で怒鳴りつけて自白を迫ったんじゃないですか。

確かに私、地声が大きいのは認めますけれども、今話しているように懇々と諭した結果ですよ。

—それで1時間で自白をしたというんですか。
弁護士さんね、私たちが良心に訴えかけるように
話せば、本に心を開いて、彼は自らのやったこと
を反省して自白をしてくれたんですよ。

—では、裁判長、検察官が取調べを請求した録
音・録画ビデオの再生をお願いします。

(ビデオ再生)

刑 事 気をつけ。気をつけや。
「お願いします」言わなあかんで。今から取調
べしてもらうんやからな。ええか。わかったか。
被疑者 はい。
刑 事 言ってみい。
被疑者 お願いします。
刑 事 何や、それ。声、小さいやないか。
被疑者 お願いします。
刑 事 もっと声出るやろ。「お願いします」言わんか。
被疑者 お願いします。
刑 事 それしか出えへんのか。しゃあない、座れ。
ええか、ヒロセ、まず最初に言うとかけど、お
まえには黙秘権っていう権利があるからな。言
いたないことは言わんでもええわけや。そや
けどな、言うとかけど、嘘を言うてええとい
うことやないで。ほんまのことを言わなあか
ん。わかってるやろな。
被疑者 はい。
刑 事 まずな、おまえの被疑事実、それを教えとく
な。平成15年5月7日ころ、大阪市北区西天
満2の1の1、ケイベンビマンション508号
室において、フジタサエコ所有の通帳と印鑑
を窃取したものである。要は、おまえが同棲
しとった彼女の部屋から印鑑と通帳を持ち出
して盗んだっちゅうこっちゃ。この事実、間
違いないな。
被疑者 いえ、ち、違います。
刑 事 違うやと、こら。お？
被疑者 違うもんは違うんです。
刑 事 警察なめとんか、こら。
被疑者 でも……、違うんです。
刑 事 あのな、もう調べは全部ついとるんや。犯人

はおまえしかおらんのじゃ。

被疑者 で、でも、そんなん全然違います。信じてく
ださい、刑事さん。

刑 事 ほんやったら弁解してみいや。

被疑者 いや、僕、全然やってません。

刑 事 弁解できひんのか、こら。何も言えへんのと
違うんか、おまえ。なら、わしから聞くで。お
前、5月7日、どこにおったんや。

被疑者 彼女の部屋にいました。

刑 事 彼女はこのときどないしとったんや。

被疑者 彼女は外に出ていました。

刑 事 おまえ、その部屋で何をしとったんや。

被疑者 彼女が仕事から帰ってくるのを待ってました。

刑 事 結局、そのとき1人だけでおまえは彼女の部
屋におったんやろうが。

被疑者 はい、そうです。

刑 事 ええか、ヒロセ。あの部屋にはほかから入っ
た形跡は何もあらへんのか。あの時間にあの
部屋におったのはおまえだけや。おまえが盗
んだに間違いないやろうが。

被疑者 でも、違うんです、刑事さん。

刑 事 何やと、こら、おまえ。警察なめとんか、こ
ら。素直に吐かんかい、こら。

—森刑事、良心に訴えかけておられたようですね。
あれ、僕じゃないんじゃないですか。ちょっとや
せてましたし。

—ちなみに、可視化していると、嘸んでるとこ
ろもよく分かりましたね。

じゃかましいわ、おまえ。ええかげんにせえや、こ
ら。

—本性があらわれました。

いかがでしょうか。

今のビデオ、模擬取調べでちょっと大げさだと思
われたかもしれませんが、実際にあった事件
をモデルにしまして、それなりにリアルなものをつ
くったつもりです。

今回の刑事訴訟法の改正は、こういうことを法廷
で明らかにできるようにしようということで行われ
ています。先ほど私は、「裁判長、検察官の請求し

た録画DVDの再生をお願いします」という言い方をしました。これが刑訴法の301条の2に設けられた規定です。その第1項で、「検察官が自白調書を証拠として取調べを請求しようとするためには、取調べの開始から終了に至るまで被告人の供述及びその状況を記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない」、2項で、「この請求をしないときには、自白調書などの請求を却下しなければならない」という規定になっています。

検察官が自白調書を証拠請求し、これに弁護人が異議を述べると、裁判所のほうから検察官に対し「可視化はしているのか」ということを聞くことになります。それに対して「録画はありません、可視化はしていません」ということになったら、その場で取調べ請求は却下になります。つまり、検察官としては可視化していなければいけないということになります。先ほどの模擬ビデオのような取調べをしていると、検察官としては請求できないということになりますので、その前に、そもそも取調べの段階であらうことはできなくなる、これが今回の刑訴法の改正の1つの趣旨です。言ってみると、裏から、可視化をしておかないと後から証拠にできないよ、ということをもって可視化を実現しようという形になっているわけです。

そのような裏からの規定だけではなく、刑訴法301条の2第4項には、「…取り調べるときには被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法によって記録媒体に記録しておかなければならない」となっていますから、取調べのときには録音・録画しておかなければならない、これが全過程の録画を定めた規定となります。

考えてみれば、取調べ請求のときに録画媒体を請求しなければならないという1項の規定より前に、取調べの録音・録画をしなければならないという一般的な規定を定めておくべきところなんですけれども、不思議なことに、これが4項という形で規定されました。一説によりますと、捜査機関側が、取調べのところにそういう規定が置かれるのを非常に嫌がったので、立法者のほうで配慮して、証拠請求の段階のところにこういう一般規定を置いたとも言われています。

先ほどのビデオでは森さんが非常に若かったことからもお分かりように、かなり昔につくったビデオなんですけれども、実際を取調べのビデオがどういふものになるか、弁護士会でつくっていますので、見ていただきます。

(ビデオ放映)

今のは弁護士会が作りました模擬取調べのビデオです。ですから、実際の事件のものとは違いますが、ほぼ同じような形で画像が残るようになります。



【写真1】

その再生画面ですが(写真1)、被疑者が映っていて、下のほうには日付と時刻が出ます。これによって編集を防ごうということです。右下の小さい画像で後ろ向きに映っている人が検察官、その隣に映っているのが事務官です。要するに、被疑者のアップと取調べ室の全体像を映すことで、映っていないところで暴行や利益誘導ができないようにしようという配慮がされています。



【写真2】

これを被疑者側の方向から見るとこういう形になります(写真2)。これは検察庁が実際に発表した写真ですけれども、検察官席がこちら、被疑者席がこちらですので、カメラはこの上のほうにあります。テレビのように映っているのがカメラで、カメラであることを目立たせないようにしてあるというのも一つの配慮になっています。このカメラにはレンズが

2つありまして、同時に被疑者のアップと取調べ室の全景が映るというスタイルになっています。

このようにお話しすると、今回の取調べの可視化はいろいろ配慮されているのではないかと思われるかと思いますが、やはり問題はあります。

問題点は大きく分けると2つあります。

1つ目は、対象事件です。裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件の2つだけが今回の法制度の中では対象事件とされています。先ほどの青木さんの事件は裁判員裁判対象事件ですし、村木さんの事件も検察官独自捜査事件ですので、両方ともこの対象に入りますけれども、ビデオでごらんいただいた森刑事の取調べは窃盗事件ですので入らないことになります。それから、周防監督が撮られた「それでもボクはやってない」は痴漢えん罪事件ですので、あれも含まれません。全体の2%しか対象事件にならないのではないかとされています。

2つ目の問題点は、例外事由の存在です。4つの例外があって、物理支障というのは録画機器が壊れている場合ですし、その他本人が拒絶した場合、暴力団がかかわっている場合、畏怖・困惑などの心理的な主張があった場合という例外規定が設けられています。こういうふうにお聞きいただくと、かなり欠陥のある法制度ではないかと思われたかもしれません。欠陥と言えば欠陥と言わざるを得ない部分はありますが、その欠陥をできるだけ小さくするために努力していただいた方々がおられます。特に大きな役割を果たしていただいたのが、今日ゲストとしてお招きしている村木さんであり、周防監督になります。

周防監督、村木さんは、改正法の枠組みを議論する法制審議会特別部会に有識者委員として参加していただけていました。その中で5名の方々が可視化についての意見書を何通も出されています。2014(平成26)年7月9日に取りまとめがなされたのですが、その前の3月7日、6月12日、7月9日にも見解が出されています。

特に大事なのが6月12日の有識者意見書で、原則として全ての事件がその対象となるべきである、例外はできる限り制限的であるべきであり、かつ客観的な基準による必要があるということで、対象事件を広げ、そして例外事由をできるだけ狭くし

ようという意見が書かれています。

その意見が出される合間、6月16日に最高検が全国の検察庁に依命通知というものを出しています。裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件以外にも、知的障がいの方が被疑者の事件、精神障がい疑われる方の事件、被疑者の供述が立証上重要であるもの、あるいは取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるもの、さらに被疑者、参考人の供述が立証の中核になることが見込まれる事件については、可視化を進めていくことを運用上進めていきますという宣言をしたわけですから。これを受けて7月9日の取りまとめでは、対象とされていない取調べであっても、実務上の運用において可能な限り幅広い範囲で録音・録画がなされ、かつその記録媒体によって供述の任意性、信用性が明らかにされていくことを強く期待する。これは、有識者の方のつくられた取りまとめに当たっての見解という文書とほぼ同じ内容が盛り込まれたということになります。

この考え方は、衆参の法務委員会での附帯決議にも引き継がれておりまして、「対象以外も取調べ等の録音・録画はできる限り行うように努めること」という表現が使われています。要は、法制度としては2%から始まるかもしれないけれども、運用によってどんどん広げていきたいと思いますということなんです。

この取調べの録音・録画が法制度として実施されるのは3年後です。これは予算の都合でやむを得ないと言われておりますが、3年後というと2019年6月、そしてそれから3年の間に検証するということが言われております。要は、運用上どんどん拡大していけば、実質的に取調べの可視化が、今回認められた2%にとどまらず、全事件、そして全過程が実現するということです。

運用での拡充が目指されるわけですが、ここで非常に重要なのは、弁護士が運用の中で実践していく、そして可視化を当たり前にするということです。ただ、弁護士だけではだめだと思います。弁護士を叱咤激励していただく市民の皆さんのご支援がどうしても必要です。ですので、皆さんこれからよろしくお願いします。そして、全ての事件における取調べの可視化を実現していこうではありませんか。ありがとうございました。

第4部 公開討論「可視化法制化への道のりとこれからの刑事司法」



司会 第4部は、「取調べの可視化を目指して 可視化法制化をめぐる苦闘の記録」と題しまして、パネルディスカッションを行います。

それでは、パネリストをご紹介します。

まずは、第1部でもご登壇いただきました村木厚子さん。(拍手)

江川紹子さん。(拍手)

引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、周防正行監督。(拍手)

周防監督は、皆様ご存じのとおり、映画「Shall We ダンス?」で日本アカデミー賞を受賞され、「それでもボクはやってない」がキネマ旬報ベストテン、日本映画部門第1位に輝き、最近では「舞妓はレディ」が話題になるなど、大活躍をされています。そして、村木さんとともに法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会の委員として参加されておりました。その審議の様子も執筆され、「それでもボクは会議で闘う—ドキュメント刑事司法改革」(岩波書店)を出版されています。周防監督、よろしくお願いいたします。

そして最後に、大阪弁護士会所属 小坂井久弁護

士。(拍手)

小坂井さんは、村木さんや周防監督が参加された法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会の幹事を務め、現在も日本弁護士連合会取調べの可視化本部副本部長としてご活躍されています。弁護士会内では、これまでの熱心な活動に尊敬の念を込めて、「ミスター可視化」とも呼ばれております。

ここからは、進行をコーディネーターに任せます。コーディネーターは、大阪弁護士会所属の森直也弁護士です。(拍手)

では、マイクをお渡しします。森さん、よろしくお願いいたします。

森 皆さん、改めましてよろしくお願いいたします。森刑事改め弁護士の森です。よろしくお願いいたします。

大変たくさんの方にはお越しいただいて、本当にありがとうございます。また、ゲストにも多数来ていただいております。大変充実したシンポがこれまで行われています。これからは、皆さんにご意見を伺いながら、これからの取調べ、また可視化についていろいろとお話をお伺いしたいと思います。

さて、先ほど秋田さんからお話があったとおり、村木さん、周防さんが委員を務められて、また小坂井も幹事として参加していた法制審特別部会において議論した結果を踏まえて、2016年5月24日、可視化法制化を含めた刑事訴訟法の改正法案が成立し、今年の6月3日にこれが交付されました。公布後3年以内に法律として施行されますが、まず村木さん、大変なご苦労の末に可視化が法制化されたこと、特別部会においていろいろご苦労があった上で今日可視化が法制化されたことについて、まずは感想をいただけますでしょうか。

村木 対象事件の範囲は限られましたけれども、全過程の録音・録画ということが法律にきちんと書かれたというこの価値は非常に大きいと思っています。

それから、さっきの寸劇が非常に効果的でしたけれども、いろんな議論をする中で、取調べというのは適正にやられていないといけない、その適正にやったということを事後にちゃんと検証できないといけないという考え方の整理がされたということも、すごく大きな一歩だと思っています。

森 周防監督はいかがですか。

周防 参加するときに僕が考えていた警察、検察の会議への臨み方、現状認識は、会議の中で次々に裏切られ、結果としては最初に自分が望んだものよりかなり小さくはなったんですけども、今村木さんがおっしゃったように、録音・録画するのは取調べの全課程でなければだめだということが法律で定められたというのはすごく大きなことでした。これによって今までの警察、検察の取調べのやり方が変わらざるを得なくなった。それをいい方向に変えるために、今も弁護士さんから決意表明がありましたけれども、とにかく実践の場で弁護士さんも頑張らなければいけないし、当然僕も、運用でこの法律がとんでもないものになっていかないように、なおかつ取調べがいい方向に変わっていくきっかけにしたいなと思います。僕が会議の中で考えていたより、結果は大きかったんじゃないかと今は思っています。

森 江川さんは今回可視化が法制化されたことについてどのように感じておられますか。

江川 ようやくという感じですね。そして、これが初めの一歩だなと思いました。

先ほど秋田さんが、可視化を当たり前にすることを目指すということをおっしゃいましたけれども、これはつまり文化を変えるということだと思えます。刑事司法とかその前の捜査とか、そういうものの文化を変えるということだと思えます。

法律で文化が変わるということはある得ることで、いきなりすぐ変わるということではなくても、例えば投票権でも、昔は女性に選挙権がなかった時代があったけれども、戦後、投票権を得て、今や女性が投票することは当たり前、それがある種の文化になっていると思うんです。それから、女性の就職にしても物すごく差別があったのが、今では女性が運転士さんをやったり車掌さんをやったりするのは当たり前、誰も不思議に思わない、それが文化として定着したということだと思えます。ですから、可視化も、法律が変わることをきっかけにして——文化というのは法律だけでは変わりませんので、人々の意識が変わっていくことも含めて、文化が変わる一歩だなという感じがしました。

森 小坂井さん、先ほどミスター可視化というご紹介もありましたけれども、ずっと可視化運動に取り組んでおられて、今回、法制化を迎えたわけですけども、その歴史的意義も含めて少しお話しただければと思います。

小坂井 歴史的意義を尋ねられますと、100年、200年単位で話をしたくなってしまいうんですが。

森 江戸時代の話は結構です。

小坂井 分かりました。それは遠慮しておきます。

今回の法制化は、今正に江川さんは文化の問題だとおっしゃいましたけれども、一言で言うと、日本型の刑事司法実務の岩盤にドリルに穴で開けているのではないかと。ドリルじゃない、小さなメスなんや、いや、錆びとるんやとかいろいろ言う人はいるんですけども、しかし亀裂が入っていることは間違いない。そういう意味での意義は非常に大きなものがあると思っています。

日本型刑事司法の岩盤とは何かを説明し始めるとこれまた長くなってしまいうんですが、第1部、第2部のお話で、これが今までの日本型刑事司法の取調べの実務なんだなということは分かっていただけではないかと思っています。乱暴な言い方をすると、と



にかく密室で、とことん追及して、自白を追及して、捜査官側のストーリーに合わせ、それで、真実を究明したと称して、その上で反省してもらうんです。懺悔させるんです。それで一丁上がりというのが日本型刑事司法の実務の岩盤だったわけです。ここに今メスが入っているわけです。

今運用でも可視化がどんどん進んでいるんですが、3つほど現象的な変化を申し上げたいと思います。

1つ目は、殴る蹴るがなくなったんです。殴る蹴るはあったんです。21世紀になっても大阪府警はやっていたんです。東京の人に聞くと、そんなもん大阪府警だけやろうとおっしゃるんだけれども、そうでもないんです。鹿児島では「たたき割り」といって、地方で偏在している可能性はあるんですけども、この殴る蹴るがここ数年なくなっています。これは単純化して言えますけれども、可視化運動の成果です。

2つ目は、それと裏腹になりますけれども、供述の自由というものが今取調べの場で確保し得る状態になっているというか、なりつつあります。我々は日々接見していますが、日本の刑事司法実務史上、恐らく初めてだと思っただけけれども、可視化されている状況では、黙秘権を行使し得る状態になってきているんです。これは大きな変化です。

3つ目は、日本独特ですが、作文ができにくくなっています。今までの調書は作文していたんですが、それがしにくくなっている。それが可視化の運用拡

大と同時に現に生じています。

そして、それが法制化されて、確かに裁判員裁判と検察官独自捜査事件という限定はありますし、在宅は省かれるという大きな問題点も生じていますが、そういう制度ができたということで、例えば青木さんが経験したような取調べはまずできなくなる。仮に万が一できたとしても、検証できることになる。村木さんの事件の係長さんのような供述調書ができることも考えにくい。仮に万が一できても、検証できる。これが大きな歴史的意義になるのではないかと思います。

森 殴る蹴るは確かにありましたね、ここ大阪では。私も新人のころ、顔を腫らした被疑者に接見室で会って、今もこんなことがあるのかと思ったことがありましたけれども、確かに最近それはなくなってきています。

それでは、今小坂井さんの話もありましたけれども、改めてこれまでの日本の取調べの問題点について皆さんと理解を共有していきたいと思います。今回の法制化は、村木さんの事件をきっかけに、日本の取調べはこのままではよくないという問題意識が共有されたということが契機になっていますが、まず江川さんにお伺いしたいんですけども、江川さんはこれまでいろんなえん罪事件を取材されていますが、江川さんがごらんになられてきた日本の取調べの問題点というのはどういふところを捉えていますか。

江川 取調べの現場である警察、検察の問題以上に、私は裁判所の問題だと思うんです。裁判官が悪過ぎると思うんです。さっき青木さんが、初めて勝ったとおっしゃっていましたが、今までは言っていることが全然聞いてもらえないで、青木さんが言っていることと検察官が言っていることのどっちが本当かとなると、裁判官はいとも簡単に警察、検察の言うことを信じてしまう、そういう裁判官の体質が一番問題で、簡単に信じてくれるから、無理して取調べをやって、そういう調書をつくれれば一丁上がりで、それが捜査経済上も一番楽だったんだと思うんです。

私はえん罪だと思っている名張毒ぶどう酒事件というのがあります。ある村の寄り合いでお酒を飲んだ女性ばかりが倒れて、亡くなる人も出たという事件ですけれども、それで犯人とされた奥西さんが、任意というのは名ばかりで、家に帰ってもトイレに入るのも監視されるような、ずっときつい取調べを受けるわけです。一番は無罪になったんですけれども、二番で死刑になって、それが確定して、再審を何度もやって、やっと7次で再審開始決定が出たんです。そのためにいろんな証拠を準備して、この人しかできないなんてことはないでしょうとなって初めて再審開始決定がようやく出たんですけれども、それがひっくり返されたんですね。ひっくり返した裁判官は、「当然極刑が予想される重大犯罪であり、そう易々とその自白をすることは考えられない」といって、自白をずらずらと引用しているんです。このように、結局最後は裁判官は自白に引っ張っていかれるわけです。そういうことがあるので、密室での取調べで無理矢理自白をとっていかうというのが変わらなかったのだと思います。

今回、裁判所でそれを簡単に証拠として扱ってはいけない、ちゃんと可視化したものがないとだめよということにしたというのは、正に裁判官が今までだめだったから、そういうだめな裁判官に間違った判断をさせないための制度なんだろうなと思いました。

森 周防さんは、2007年の「それでもボクはやってない」の撮影を始めるに当たって、いろんなところに取材をされたご経験があるとお聞きしましたが、そういう中で日本の警察、検察の取調べにはどんな問

題点があるとお考えになりましたか。

周防 まず取材の入り口が痴漢事件だったんです。痴漢事件の取調べというのが僕にとっての最初の具体的な取調べだったんですけれども、痴漢事件というのは証拠がほとんどないので、被害者の言い分がまず問題になるんです。その被害者の言い分と被疑者の言い分をつき合わせて、どっちが本当のことを言っているんだ、という裁判にならざるを得ないんです。なので、密室での被疑者取調べでつくられる調書が裁判の帰趨を決する。

僕が最初驚いたのは、調書は、被疑者の言い分がそのまま正確に録取されたものではなくて、被疑者の言い分を聞いた取調官が作文をして、被疑者の言葉として調書に残するということでした。そして、裁判になると、その取調官が被疑者に聞いたり言わせたりして作文したその一字一句について、法曹三者が、こういうふうに言っているからこうだとか議論するわけです。取調官の作文のニュアンスであったり、その言葉が本当かうそかという話をしているんですけれども、それは最初からうそじゃないか、と思いました。取調官にとって都合の良い作文ですから。被疑者が認めてサインしているから、これが被疑者の言葉なんだということにして、その一字一句にこだわっている法廷を見たときに、これって茶番劇だというぐらい衝撃を受けたんです。

あと、今、江川さんがおっしゃったように、その調書が本当にダイレクトに、特に痴漢事件では客観的証拠の裏づけもほとんどないので、正にダイレクトに判決に影響してくる、調書裁判ってこういうことなんだというのが僕の最初の驚きでした。

森 村木さんのご経験は、先ほど江川さんのインタビューの中でいろいろとお話いただきましたけれども、改めて、ご自身が受けられたことも踏まえて、日本の取調べはどこに問題があったと思われると思いますか。

村木 調書というのは本当に検事がつくる作文ですね。それが裁判のベースになっているというのが、日本の裁判の一番の問題点だと思います。

私の事件があった後で、自分の仲間がどうしてこんなうその調書にサインしたんだろうと思っていたんですけれども、今日青木さんのお話を聞いて取調

べの状況がよく分かったし、ある人が私に教えてくれたんですけれども、弱い人間がうその自白調書にサインをするんじゃないで、人間の弱いところをつかれて虚偽の自白に追い込まれる。弱いところがない人間なんていないから、プロの検察官とか警察官の手にかかって追い込まれていく人がたくさんいる。一旦サインしてしまうと、それがもう証拠の王様になってしまうということで、そこが今の裁判が物すごくゆがんでいるところだと思います。

森 小坂井さんにはもう既に少しお話しいただきましたけれども、これまでの日本の刑事司法について、取調べについてつけ加える点があれば。

小坂井 日本型取調べの特色は先ほど申し上げたとおりですけれども、つけ加えることがあるとすれば、要は仮説検証型ではなくて仮説固執型といいますか……

森 もう少し簡単に。

小坂井 ごめんなさい。

村木さんのお話にもありましたが、ある時点で結論を決めてしまうんですね。決めてしまうとそこに向かってまっしぐらなんです。特捜型の特徴とも言われているんですけれども、これは警察でも似たところがあって、ここでこういう言い方をすると違和感を感じられるかもしれないんだけど、日本の警察というのは優秀なんです。細かい裏づけをいっぱいとるんです。こんなことまで調べているのかというぐらい細かい裏づけをとってはるんですけれども、どこかで決め打ちするんですね。この事件はこの筋や、これでいくんやと。そうなると、どどどとその方向に向かっていくというところがありまして、そうなってしまうと正に振り返らない、それに向かってまっしぐら。そういうところが、今盛んに話題に出ています作文調書につながってしまうわけです。自分のイメージを密室の中で作文することによって捜査そのものを完成させるというのが大きな特徴かなと思います。

森 確かに幾多のえん罪事件を見ていると、この人が犯人だと決めつけたら、ほかの可能性を一切捨てて直線的に行ってしまうので、えん罪が見つかったら、真犯人はどこへ行っちゃったんだという話がどうしても出てきてしまう。菅谷さんの事件もそうですけ

れども、結論にまっしぐらに向かってしまう特質という性質があるということですね。

もちろん取調べの全てに問題があるわけではなくて、一部そういう問題点を抱えている日本の取調べに対して、特に村木さんの事件を通じて改めないといけないところが出てきたので、法律を変えようという話になりました。

小坂井さん、先ほど来お話に出ている村木さん、周防さんが委員を務められて、小坂井さんもおかわっておられた法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会が開かれて、今回の改正に至るわけですけれども、法制審議会そのものもそうですが、どのような経緯で設置されたか、簡単にお話いただけますか。小坂井 直接的には、村木さんの事件があって、正にそこで検察官が証拠をねつ造、偽造していたといふとんでもないことが発覚しましたので、それを受けて、当時の柳田法務大臣が、江川さんも委員になられた検察官のあり方検討会議を設置して議論し、結論としては法制化の議論が不可欠だから法制審議会へというコースをたどりました。

若干タイムスパンを長くとりたいのですが、法制審議会の特別部会設置の話で、江戸時代、明治時代、大正時代の話をしたいけませんよね、森さん？

森 はい、いけませんよ。

小坂井 そうすると、皆さんのお手元に「可視化法制化に至るまでの道のり」という年表があるかと思えますけれども、日弁連が20世紀の終わりぐらいから可視化問題に取り組んできたんだよということが書いてありますので、これを見ていただけますか。大阪弁護士会はもうちょっと早いんですが、要するに、司法制度改革審議会が2001年に意見書を出し、裁判員裁判の導入を決めましたけれども、このときにも可視化は話題になっていたんですが、先送りという形で時代が推移しました。ただ、この年表には抜けていますが、幾つかのえん罪事件の発覚などがありまして、この年表にあるとおり遅々たる歩みを、しかし着実に歩んできたのかなという経緯があって、それで正に村木さんの事件が大きな転機になって、特別部会が設置されました。

森 今、お手元の年表を見ていただきたいと思います。2011年6月29日に法制審議会 新時代の刑事司

法制度特別部会の第1回会議が開かれたのですが、その前の2010年10月には、法務大臣が検察のあり方検討会議を立ち上げました。これは、村木さんの無罪判決が出た後で証拠改ざんの問題が発覚した経緯もあって、検察はこのままでいいのだろうかということで、当時の法務大臣が立ち上げた会議であります。

この会議に江川さんもメンバーとして入っておられたということですが、ここでも可視化の議論は当然なされたと思いますけれども、結局この会議では録音・録画の法制化はされませんでした。その辺の会議の経緯などを教えていただけますか。

江川 私はこの会議のメンバーになって、可視化は当然、プラスアルファ何ができるかという気持ちで臨みました。私と同じように専門外の法曹三者でないところから出てくる委員の人たちは、基本的に可視化は当然よねという方向だったし、そういう発言はいっぱい出たんです。

ああいう会議では、そういういろんな人たちの発言を事務局が取りまとめて提言案みたいなものをつくって、それをまたいろいろ議論するという形になるんですけども、それを見たときにびっくりしたのは、あんなに可視化に前向きだったはずなのに、何でこんなに後退しちゃったんだろう、縮小しちゃったんだろうということでした。つまり、ここで決めないで次に別の機会をつくってそこで決めてもらうと。ここで決めりゃいいのにと思ったんですけども、そこでの議論の雰囲気と、そこで形になった提言案には物すごく温度差があったんです。

どうしてそうなるのかというと、そういうのを取りまとめる事務局が全員検事なんです。2011年3月に提言して、解散して、事務局の何人かは次の人事異動で東京地検に戻っていくわけです。つまり、実家が検察庁という人が法務省に来ていますという感じなので、実家の都合を優先する人の集まりだったんです。その取りまとめ案には、確かに私の言った言葉がちょっとずつちりばめられているんですが、こういう文脈で言ったんじゃないのにな、ひょっとしたら調書というのはこういうふうにつくられるのかと私はそのときに実感しました。

そのように問題を先送りするような感じで、私はそれを突破できなかったということなんです。突破

できなかったことについては、その後の法制審の議論を見ていてすごく反省するところもあります。それぞれの委員が個別に言っているだけでもだめだったんだと。私たち委員がばらばらで、それぞれが一生懸命意見を言ったりという感じでした。私もいろんな調査をしたりして努力したつもりだったんですけども、やっぱりそれは何人かまとめて押していく、そして世論と一緒にやらないとだめだったんだなということの後から物すごく感じました。そのところはすごく非力だったなと思いました。

森 みんながかたまっていくというのは、後ほど村木さん、周防さんにもお話をお伺いすることになると思いますが、小坂井さん、このころは、行けそうでなかなか行けない感じがずっとありましたね。

小坂井 遅々として歩んでいました。

森 当時、小坂井さんはそうおっしゃっていましたね。僕らは進んでないんじゃないかなと不安に思うときもありましたけれども。

小坂井 例えば、あり方検討会議で、「全過程を含む」という言葉が初めて登場したんです。お上の側が出す文書で「全過程を含む」というのが出たのは、あれが初めてだったんです。ですから、そういう意味では遅々として進んでいたんです。

森 当時、年度が開けると小坂井さんが私に、「森さん、今年が可視化元年になるで」と。オオカミ少年じゃないかと毎年思っていましたけれども、そういう時代でした。

そして、特別部会が始まることになりました。

まず、村木さん、特別部会の委員はどういう思いでお引き受けになられたんでしょうか。

村木 当時、私は別の役所で役人をしていましたから、委員になったこともびっくりしましたが、検察のあり方検討委員会で江川さんが物すごくご苦労されていたのを私は見ていたので、あのままで行ってしまうと、検察が勝手に反省して、勝手に心得をつくって、勝手に録音・録画のルールをつくってということで、そのまま行くとあっという間に反省を忘れるかもしれないし、変な形の録音・録画も始まるかもしれないし、やった張本人が反省したからこうやりますというのをそのままほっておいてはいけない、絶対にルールで縛らなきゃいけない、

一人一人の検察官の良心に頼ってはだめだ、悪いことができないようにしなきゃいけない、その制度化はどうしてもやりたいなというのが最初の気持ちでした。

森 周防さんも委員となったわけですが、どのような理由で受けられましたか。

周防 僕は、突然、日弁連から連絡があったんです。当時の法務大臣の江田五月さんが、今回は大きな改正になるし、広く市民の意見も取り入れたいから、日弁連のほうからどなたか推薦をということで、僕も「それでもボクはやってない」という映画のことで日弁連の方と面識がありましたので、それで僕を指名してくださったんだと思います。でも、最初は、そういうお役人の会議だし、メンバーを知り合いの元裁判官の方に見せたら「絶望的なメンバーです」と言われたので、そんな中に僕が入っていても何もできないんじゃないかと思っていたら、日弁連のある方から「取材なさったらいいんじゃないですか。映画監督なんだから、せっかくの会議を映画監督としての目線で取材なさったらいいんじゃないですか」と言われて、なるほどねと。僕ができることって、この会議をつぶさに見て、それを多くの人に知らせるということだと思ったんです。なおかつ、僕が司法の素人として今までずっと見てきて、明らかにおかしいと思っていることを専門家たちに直接ぶつけられるいい機会だとも思いましたので、取材者として半分、もう一つは、今まであまりにたまった文句をエリートたちにぶつけよう、それが引き受けた一番大きな理由でした。

森 「取材をしてみたらどうか」というのはなかなかいい殺し文句でしたね。でも、結果的には周防さんが委員に入っていたことが会議にとってはすごく重大なことになるわけです。

会議は、2011年6月の第1回から2014年7月まで30回にわたって繰り返されるわけですが、端から見ても、本当に大変そうな会議だと思っていたし、終わってから周防さんが書かれた「それでもボクは会議で闘う」を見ても、本当にご苦労だったんだなと思いますけれども、村木さん、会議において特にご苦労された点、何かありましたでしょうか。

村木 私は役所にいたので、会議の事務局というのはいつもやっているわけです。そうすると、最初のメンバー設定で勝負がほとんど決まるという手内は物すごくよく分かっていたので、これは大変だと。しかも、思った以上に、特に警察が強硬な反対論で、1年半ぐらい議論がちっとも前に進まないみたいなきっかけがありました。せっかく周防さんや私も入れてもらったんだけど、何となく、はいはい、あなた方の意見も聞いて上げたからねみたいなきっかけで終わらされるんじゃないかなという焦りも募って、どうやったら専門家が、そこまで言われたらさすがに仕方がないと思うか、どうやったら世の中の人が味方をしてくれて、この委員会の結論としてこのぐらいまでは言わないと世間から怒られるなみたいなきっかけをつくれるかということで、ずっと悩んでいた感じがします。

森 周防さんはいかがですか。

周防 正に村木さんがおっしゃっていることと、もう一つ僕が本当にこれはどうしようもないなと思ったのが、警察と検察が密室での取調べに対して、反省というか、これはまずかったなということを見じんも思っていないということがショックでした。多分、江川さんもそうだったと思いますが、彼らは、今までの自分たちのやり方を反省し、さあこれからどうするかという話し合いをしようということで臨んでいるものだと思っていたんですが、ふたを開けたら、最初の取りまとめのときに本当に驚いたんだけど、密室での取調べは真相究明機能に大きな役割を果たしてきた、要するに、今までの自分たちの取調べはすばらしかったんだと自信を持っておっしゃって、ときどき捜査官によって行き過ぎたやつがいるところは反省しなきゃいけないけれども、やり方は間違っていないんだと。そんな人たち相手に、これからのやり方をどうしましょうかという話し合いができるわけじゃないですね。僕としては、自分たちは正しいと思ってやってきたんだけど、こういう不祥事が続き、やはり根本的に何か間違いがあるんじゃないか、そこでいい知恵を貸してほしいという会議だったら、意見も活発に出るだろうし、やりがいもあるだろうけれども、これはすばらしいんだから変えてもらっちゃ困るんだというふうに会議が始

まっているので、それは一番驚きましたし、嫌になりました。

森 そういった状況の中で、先ほども江川さんからお話がありましたが、有識者の方が5名いらっしゃって、その5名の方々が集まって意見書を出されるということが何度かありました。先ほど秋田さんからご紹介のあった6月12日の意見書が重要になったと思いますが、この意見書が出る前はどんな状況だったか、小坂井さんから教えていただけますか。

小坂井 今も話が出ていましたけれども、あの会議は警察がやや寝ている雰囲気があったんです。要するに、村木さんの事件をきっかけに起こった会議だという感じで、自分たちはつい最近、志布志事件や氷見事件なり足利事件を抱えているにもかかわらず、この法制審議会特別部会は検察・法務マターなんだ、そこが処理すべ問題なんだみたいな態度が相当ありました。年表の2013年1月29日の基本構想案では、全過程原則の義務化案と、捜査官の一定の裁量に任せるという案が出されたんです。裁量案は、これが本当に可視化なのか議論があるところだけれども、ほんの一部だけ義務化して、あとは裁量に任せますという案で、その後の議論でも、実はこれがずっと残っている状態なのです。こんなばかな案が特別部会の結論になるわけないだろうと我々は思っているんだけど、ずっと残っている状況のまま議論が進んできて、そこで2014年3月7日、1年余りたった段階で有識者の方が意見を出されて、さらに6月12日にも意見書を出されるわけです。そして、その間の4月30日の事務当局試案で、初めてあちらは全過程原則案1本を提示したという経緯です。

森 ただ、その間、取調官の一定裁量というのはずっと残っていたんですね。

小坂井 はい。

森 この有識者意見書はどういう思いで出されたんでしょうか。

村木 取調べを適正にしてもらおうと思ってこの録音・録画を制度化しようと思っているときに、取調べをする人たちの都合のいいところだけ録音・録画するのでいいと。怒られますけれども、泥棒に鍵をお預けするような感じで、それはないでしょう、幾ら何でもこんな非常識な案が出てくるなんてという

思いがあったんです。それは絶対に排除しないといけないと思っていたんですが、もう一つは、私が聞いていてすごく耳障りだったのは、録音・録画が必要な事件と必要でない事件ということを何度も言われたんです。適正な取調べをして、取調べが適正であったことを後でちゃんと検証できるようにしようという基本的な考え方では合意したのに、それが必要でない事件とは何だろう。適正じゃなくていい事件があるのか、そんなものはあるわけがない。

そうすると、制度ですから、一遍に100点満点の制度にならないとしても、およそ事件は全部録音・録画されてしかるべきということをどこかに残さないと、我々がこの会議に入った意味がなくなってしまおう、どこかにその爪痕を残そうと思って、私が委員会の事務局としてされたら一番嫌であろう徒党を組むという決意を5人のメンバーがしました。

森 爪痕を残すというのは、当時は相当悲壮な感じもあったんでしょうか。

村木 証拠として、こうあるべきだよねというのをどこかに残しておかないと、中途半端なものでごまかされては困るという思いは相当強かったです。

森 周防さん、いかがでしたか。

周防 僕は村木さんとは違って、役人の会議というのは初体験で、そういう会議に出たことがない人間だったので、この会議を通じて村木さんにはいろんなことを教えてもらいました。部会長と被害者の会を代表される方はまた別の立場ですけれども、ほかの有識者の人たちは可視化についてはほぼ同じ意見だったんです。ですから、その都度そういう発言をするわけですけれども、単発に槍が飛んでいだけで、こうやって1本1本の矢は何となく吸収されて消えていくのかな、だったら席を立つとか、それぐらいの刺激的なことをしないと振り向いてくれないかなと思っていたときに、村木さんのほうから、今おっしゃったように、まとまって意見を言おうと。だったら、そう簡単に無視はできなくなるだろうということで、村木さんが首謀者です。

森 徒党の首謀者ですね。

周防 そこで初めて、自分の話す言葉に少し厚みというか重みが出るということで、頑張りました。



森 反対勢力からしても無視できない状態になったわけですね。確かにこの意見書によって会議の潮目も変わったんだろうし、方向性も随分変わっただろうなということが全体を見れば明らかに分かります。

そういう形で、本当にご苦労の上に今回の法律の前提となる案ができて、法律ができることになったわけですけれども、法律ができて、まだ施行は3年後になるわけですけれども、皆さん法文をごらんになれる状態になりました。そうすると、でき上がった法律では、例えば対象が裁判員対象事件と検察官独自捜査事件に限られていることや、また例外も幾つか規定されていることなどから、この法律はせっかくできたけど不十分じゃないかという意見とか批判めいたものも聞こえてきて、中には、妥協したんじゃないかという批判さえあります。村木さん、この点についてはどのようにお考えですか。

村木 自分の意見が全部すぐ通る会議だったら本当に楽だなと思いますし、俺だったらもっと前に進めたのにという人に委員をかわってもらいたかったなと思います。少し失礼になるかもしれないけれども、理想を言うだけならそんなに難しくはない、言うだけなら誰でも言えますね。しかし、物事をちゃんと動かしてそこへ持っていくことが大事で、味方に後ろから鉄砲を撃つ暇があるんだったら、もうちょっと敵のところへ行行って戦ってきたらというのが私の正直な気持ちです。

森 江川さんは、できた法律についての批判も幾つかありますが、それについてはどのようなご意見をお持ちですか。

江川 これが100点満点だということは誰も言うことなく、これが十分でないことは多くの人が思ってい

ると思うんです。だけど、一步始めなきゃどうしようもないじゃないかと。私が検察のあり方検討会議に参加してすごく感じたのは、革命はできないということです。革命とはどういう意味かという、一夜にして仕組みが抜本的に変わる、しかも自分が好ましいと思っている方向でということだけでも、しかしいろんな人たちがいろんな考えで社会の中で動いている中で、それはできない。できるとすれば、どうやって一步一步事態を変えていくかということで、それができるだけ早く行われることがもちろん望ましいことだと思うんです。

一番最初に、女性の投票だとかと仕事のことを申し上げましたけれども、去年、男女雇用均等法ができて30年を迎えたと思いますが、あれができる前は、男しか採用しないということを公然と言う会社はたくさんありましたし、電車の運転手さん、車掌さんは男しかいない、「運転手は君だ、車掌は僕だ」の世界でしたから、そこに女が入る余地はなかったし、そういう文化だったんです。それで、期待していた雇用均等法ができたとき、こんな法律ができたって何の役にも立たないと、私は批判しました。だって、罰則規定がないんですよ。差別しても罰則もないのに、こんなものをつくったって何の役にも立たないし、世の中が変わるはずがないと思って、私はけちょんけちょんに言っていたほうなんですけれども、できてみてどうだったか。確かに罰則はないし、いろいろ問題はあるかもしれないけれども、「これが正しい方向だ」というものを法律によって世の中に示したんですね。そうやって方向性をばしっと出したことでいろんなことが少しずつ変わって行って、今、電車に乗っていて女性の車掌さんのアナウンスを聞くなんてことは当たり前になっているわけです。

このように文化を変えるということは革命ではできない。だから、こうやって少しでも法律を変えて行って、それを一生懸命後押ししていくことが大事なんです。さっき村木さんが言われたように、後押しするんじゃなくて後ろへ引っ張ってどうするかという感じです。それに、後押しするというのは真後ろから押すだけじゃなくて、斜めから押ししたり、いろんな押し方があると思うんです。そういうことが大事なのかなという感じがします。

森 法律ができた後、確かに批判もありましたけれども、じゃこの法律がない時代に戻りたいのかと思わざるを得ないところがあります。一步でも先に進むことの重要性を我々は現場にいても感じるわけですが、周防さん、そういった法律自体の批判、例えば例外論であるとか対象論であるとかとは別の観点で、可視化そのものが危険なんじゃないかというような意見も一部聞こえてきますね。可視化された被疑者の取調べの様子から犯人であることが認定された今市事件という事件がありまして、もしかしたらこういった事件の影響もあるのかなと思います。でも、そもそも可視化そのものが危険なんじゃないかという意見についてはどのようにお考えですか。

周防 可視化そのものが危険なんじゃなくて、そこで撮られた録音・録画媒体をどう使うか、どう考えるか、それをちゃんとしないと危ないわけです。

大きなことを言ってしまうと、裁判だって人が人を裁くわけですから、こんな危ないことはない。では、裁判はだめなのか。危ないからこそ、人が人を裁く上で適正手続というものがどんどん考えられてきて、今こういう状態になっている。江川さんがおっしゃったように、一夜にして全部は変わらないし、適正手続も一つ一つ積み上げて今の状態になっている。だから、20年前に刑事弁護をやっていた人が今法廷に立ったら、全く見えるものは違うと思うんですね。

可視化についてですけれども、映画監督として録音・録画媒体がどういうものかという前に、一般常識として、非常に特殊な環境で、要するに自由を奪われて、ほとんど外との接触も断たれた中で、圧倒的な力を持つ人間に一方的に責められる、密室で繰り返される取調べで出てきた言葉に、本当に証拠価値があるのか。そんなめちゃくちゃな密室の中で行われている映像を見て、その表情や言い方から、この人が本当のことを言っているか、それかというのをどうして見抜けると考えるのか、そのその論がありますよね。だって、異常な空間ですから。人が人を裁く上でなるべく公平公正にやろうと人間が考えてきた公開の裁判という場があるわけですから、その開かれた裁判の場で、何で密室で繰り返されているめちゃくちゃな取調べの映

像をもって証拠とするのかというのがまず理解できません。

もう一つは、今の録音・録画のカメラポジションなのですが、被疑者の正面と取調官の後ろを入れ込んだちょっと広めのものです。これは、被疑者を前にした取調官の立場である映像を見ざるを得ないということになります。そうすると、目の前にいる被疑者を、この人は本当に犯人なのか、そうじゃないのかというふうにどうしても見てしまいがちなんです。

映画監督をやっていると思うのは、人は見たいものしか見てくれないということです。被疑者の立場からすると、「この取調官は鬼のようなやつだ」と思ってもいいけれども、取調官はその被疑者を犯人だと思って取り調べているわけで、自分の質問に答える被疑者の表情などは全部、犯人だからこういう表情になるんだと、自分の都合のいいように解釈するんです。だから、悪魔のような取調官で、本当はやっていないのが分かっているのに、やったと言わせようとしているというのではなくて、被疑者として目の前にいるがゆえに、その態度が本当に犯人であるかのように見えてしまうということなんです。全てが怪しく見えてくる。今のカメラアングルでは見る人をも取調官にしてしまう。それぐらい映像というのは怖いもので、だからこそ映画監督としての演出というか、やり方があるわけです。

1つだけ具体的にお話すると、映画を学び始めたころに誰でも通過するモンタージュ理論というのがあるんですけど、例えば、誰が見ても悲惨だと思えるもの、例えば交通事故の映像の後に、その映像を見ている無表情の人の顔を3カット並べると、その表情が、悲しんでいるように感じられるんですね。次に、いかにも幸せそうな光景の後に、先ほどと同じ無表情の顔を3カット並べると、今度はその同じ無表情な顔が、幸せそうな表情に見えるんです。人は、自分が見て、怖いとか悲しいと思うと、ほかの人もそう思っていると考えるので、何でもない表情の中にそういうものを読み取るんです。ですから、被疑者を前にした取調官のような位置にいて、正にこいつは犯人かもしれないという視線で見えてしまうんです。

僕が法制審議会を通じて一番強く言っていたのは、

記録媒体による任意性、信用性の判断ではなくて、まずあるのは、適正な取調べが行われているかどうか、その監視なんだと。僕は、取調べの録音録画は監視カメラだと思っています。だから、最初は取調官のほうにもカメラを向けるべきだ、被疑者のバストショット、取調官のバストショット、全体の引き画の3アングルを必要とすると法務省の人に言ったんですが、今は若干反省しています。そんなことをすると、やっぱりみんな表情を読みたがるんです。それは人間の性です。目の前にいる人間がいいやつか悪いやつかを見たくるので、客観的に取調官と被疑者の横顔、それもなるべく引いて、表情が分かりにくくする。部屋の状況と声だけが聞こえるようにする。ワンカメなので法務省が気にしている予算面も助かるし、これだったら法務省の方も説得できるかなと。今もう一回あの会議の続きがあるなら、カメラについてはそういうふうに言いたいです。それぐらい映像というのは、見る人が見たいものを見てしまうので、見る人の心の問題がすごく大きいと思います。こいつが怪しいと思って見れば、真犯人の確証を得ようと、様々な仕草、言い分に犯人であるといえる根拠を求めようとする。それが自分にとって都合の良い解釈をすることに繋がる。まさに取調官と一緒にです。

森 映像の危険性から可視化そのものが危険なんだというのは逆方向なわけですね。可視化をどう運用していくかの問題に行くべきだろうと。

周防 そうですね。今まで何が起こっているか分からなかった世界にカメラが持ち込まれるけど、それが全体の2%なんて何の役にも立たないみたいな言い方をする人もいますけれども、とんでもないですよ。今まで密室で、「お前、こいつを殺したんだろう」と自白強要していたその取調べが全部録音・録画されるわけです。一部録音・録画ではダメで、改めてその危険性を認識すべきです。今市事件なんかは、裁判官のレベルが低過ぎて、法制審に参加していた裁判官の人だって批判すると僕は思います。一部録音・録画であって、なおかつ法廷で映像の危険性も何も言及せずに見せているとしたら、これは余りにもひどいですね。可視化以前の問題で、人が人を裁くときの注意についての想像力の欠如というか、

あまりにも馬鹿馬鹿しい。裁判官のレベルを疑いますね。

森 小坂井さんが言いたそうなことを既に周防さんがほとんど言ってくださったようですけども、つけ加える点があれば。

小坂井 ないです。

森 さて、皆さんのお話をお伺いしていると、今後可視化をどう運用していくかそが大事なわけで、可視化そのものをやめてしまうということはそもそもおかしな話で、少しずつ文化を変えるように運用していく、その運用論をこれからどうしていくのか、可視化の進むべき道を最後に皆さんにお伺いしたいんですが、まず江川さん、こういう可視化ができて、今後の取調べのあり方等を含めて、特に今日たくさんお越しくださっている市民の皆さんに、これからこういうところに注意して見ていくべきだという点があれば教えていただきたいんですが。

江川 これから可視化が進んでいくわけですけども、一遍に全部が成るわけではなくて、さっき秋田さんが話をしたように、例えば窃盗事件とか痴漢事件などがすぐに可視化されるわけではないですね。そういうときに、「警察が逮捕した=犯人」という風潮、これは特にマスメディアがつくっていると思うんですが、私もジャーナリズムの一端にいる者としてこれは変えていかなきゃいけない責任を感じますけれども、そののところを変えていくのと両方セットでないといけないのかなという感じがするんです。

これは分からないからまだ結論づけられない、あるいは見えないもの、つまり可視化されていないものにはわか信用してはいけないよねという風潮が広がっていけば、捜査機関も、自分たちがやることを信用してもらいたくなるのが当然で、「それだったら可視化しますよ」と言わざるを得ない方向に持っていくことが大事かなと思います。

そして、可視化というのは、何も目で見るものだけが可視化ではなくて、全部が全部録音・録画できなくても、例えば録音だけでも広げていこうとか、今は被疑者のことばかりが話題になっていますけれども、例えば村木さんの事件でいうと、参考人の取調べがものすごく問題なんですね。係長自身は被疑者ですけども、それ以外の厚労省の職員が何であん

な事実に反することを供述調書に残したのかということを見ると、その取調べはどうなっているのかということも考えていかななくてはいけないのです。そうやって可視化をどんどん広げていくには、恐らく財務省あたりの予算がという話になると思うのですが、アメリカでは警察官がビデオカメラをぶら下げているくらいなので、日本もいつかはと思うわけですけれども、それがすぐできなくても、全国の警察官にICレコーダーを1個ずつ持たせて、聞き込みするときは必ず録音する、これだって可視化の方向だと思っんです。

今、全国に警察官は25万5,000人ぐらいいるらしいんですけども、さっき価格ドットコムでICレコーダーの安いのを調べたら3,000円幾らかなんです。大量に買えばもっと安くなると思うのですが、3,000円で計算しても7億6,500万円です。7億6,500万円でえん罪がうんと減れば安いもので、例えば会計検査院が毎年、どれぐらいの無駄があるのかを調べて決算検査報告書というを出していますけれども、平成25年だと2,831億円もの無駄があるんです。2,831億円に対して7億6,500万円というのは0.28%ですよ。今こんな無駄がある中で、この予算で全国の警察官に1人1個ずつICレコーダーを持たせられるんです。そうすると、参考人とか目撃者が最初に言ったことがどういうことだったのかということ、警察官の報告書だけじゃなくて、ちゃんと確かめられる。そういうことができるようになって初めて、大きく文化が変わったんだと言えると思うんです。そういう方向になることがよくて、そのためには市民が刑事事件について、警察が言ったからそうなんだというふうに鵜呑みにしないことが大事だと思います。

もう一個だけ言わせていただくと、市民が事実を知っていくことがとても大事だと思うんです。さっき青木さんの弁護人の青砥先生がおっしゃった証拠の目的外使用もそうで、市民の人たちに、この事件はこういうふうになっていますよということを説明するために証拠を使えるようにする。さっきの青砥先生のお話は物すごく分かりやすかったわけですが、そういうことをしてはならんというばかな法律が今できているわけです。このところも変えていくことをあわせてやっていって、市民も刑事事件についてウオッチで

きるようになっていくことが方向性としては正しいんじゃないかと私は思っています。

森 今の時代においても、隠そう、隠そうという方向性で物事が進んでいく中で、可視化というのは初めて開く方向への運動になりますね。

江川 はい、証拠も開いてください。

森 証拠の目的外使用についても改善の余地があるということですね。ありがとうございました。

周防さんはいかがでしょう。日本の可視化、刑事司法、取調べのあり方、どの観点でも結構ですが、どのように進んでいくかという点について。

周防 法制審議会の中で、取調べへの弁護士の立ち会いというテーマも最初にあったんですけども、そのときの反対意見で、弁護士がいたら犯人が何も言わなくなってしまうと言った方がいました。気持ちは分かるんですけども、取調べというものの理解というか、皆さんも、取り調べることで事件の真相が明らかになっていく、だから適正な取調べとはそういうものだと思うかもしれないんですけども、では、その取調べとは何なのか。これは小坂井さんが世界のいろんな例を知っていらっしゃるので、小坂井さんに話していただいたほうが良いと思うんですけども、録音・録画することで取調べに対する考え方を変える、江川さんがおっしゃった文化を変えろということだと思っんです。

日本の取調べというのはどういうものなのか、「取調べ」というネーミング自体も悪いのかもしれないんですけども、ここが曖昧なんです。適正じゃない取調べというのは分かりますね。殴る、蹴る、脅すというのは適正じゃないということは分かりますが、では、適正な取調べとはどういうものを言うのかというモデルがきちっと提示されるべきだし、それをつくり上げなければならないはずなんです。取調のあり方というか、そこら辺を具体的につくったほうがいいのではないかと。これはだめよというのは分かりますが、これがいいんだというモデルを見たいという気持ちがあります。こういうことをすればいいんだと。

ただ、本当に取調べ室が真相解明の場であるのかどうかも含めて、そこは裁判のための材料を集める場であって、真相解明の本当の場は法廷なんだとい

う考え方もあるだろうし、人が人を裁いていく上での、こういう形がいいんじゃないかというよりよきモデルを考えていかなければならないと思います。

森 ありがとうございました。

小坂井さん、可視化法は3年後までに施行、その3年後に見直しということで、都合ここからまだ6年間あるわけですけれども、この6年で大切なことは何でしょうか。

小坂井 日本の刑事司法の未来を決する3年、3年の6年間になるんだろうと思います。

正に江川さんがおっしゃったような状況がその間にどこまで遂行されていくのか、あるいは周防さんのおっしゃった取調べモデルの構築といった問題も含めて、私が最初に申し上げたように、正に日本の刑事司法の岩盤に亀裂が入って、今変動が起こりつつあるわけですね。ただ、その後どういう力学をどう働かせればどう動いていくのかというのが非常に重要な問題で、やはり弁護実践というところにまず集約されるだろう。日弁連はこの9月から、改正刑訴法の全国研修を開始することになっていて、これは継続的にやっていくことになっているんですが、普通の弁護士が普通に力量を上げていって、依頼者に誠実義務を尽くすという弁護実践を展開していくことになる。弁護人の責務は極めて重大で、そういう意味では大変な時期を迎えているということになると思います。

ただ、今日も話が出ていましたけれども、有識者の方々のお力がなかったら、ここまでさえ来てないわけです。ようやくここまで来たということは極めて意義深いことなのです。これを生かしていく必要がある。弁護士も頑張るんだけれども、市民の方々にずっと注視していただいて、行方を見ていていただきたいと思っています。

森 ありがとうございました。

最後になりますが、村木さん、ご自身の体験を踏まえて、日本の刑事司法、刑事裁判がどのように進んでいくべきか、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

村木 私がつくづく思ったのは、私の場合は死刑求刑があったわけではないですけれども、人によっては命も人生も信用も名誉も全部、裁判という人間の

手に、神様の手ではなくて人間の手ゆだねるわけですね。そこで真実に近づいていける仕組みをつくり続けていくということはすごく大事なことだと思います。

やっこの制度がおぎゃあと生まれたということだと思います。未熟児だという説はありますけれども、しかし審議会も一応全会一致だし、国会も幾つかの主だった野党が賛成して通った法律だから、育てる責任はみんなが負ったんだと思うんです。だから、発育不全にならないとか、ほかの制度も入っているので非行少年にならないとか、それをみんなが見て育てていく責任があると思います。



さっきの江川さんの、警察官が何人いて、ICレコーダーが1個幾らだったら予算は幾らというお話は説得力がありますね。司法の世界はなかなかデータもないので、これから新しい法律ができたときに、この制度を入れて何がよくなったか、可視化された裁判では取調べが適正だったかどうかの争いが起こらなかったけど、そうでない痴漢えん罪は相変わらず起こっているとか、いろんなデータをしっかり積み重ねていって、それを国民に見てもらって、次の法改正に向けて何が足りないか、どこをやらなきゃいけないかとみんなで押していってもらえば、しっかり大きく育つかなと思います。皆さんの応援がすごく大事だと思います。

森 ありがとうございました。

正に生まれたばかりで、これからどうやって育っていくか分からないところもある可視化法制ですけれども、今日お越しいただいた市民の皆さんお一人お一人が見ていただいて、村木さんのおっしゃるように育てていただければ、必ずやいい制度になるの

ではないかと私も思っております。

大変長時間になりましたけれども、これにてパネルディスカッションを終了させていただきます。

閉会挨拶

西村 健 弁護士

(大阪弁護士会取調べの可視化大阪本部本部長代行)



本日は、貴重なご意見、ご体験をお話くださった村木さん、青木さん、江川さん、周防さん、本当にどうもありがとうございました。それから、本日登壇した弁護士、準備した弁護士、そしてこの会場を支えてくださった弁護士会事務局の皆さん、どうもありがとうございました。

そして、何よりもこれだけ多数の皆さんが参加してくださいました。主催者発表600人余りです。会場満杯です。本当にありがとうございました。内容、規模とも法制化記念にふさわしい市民シンポジウムになったと思います。

パネラーの皆さんにもう一度拍手をお願いします。
ありがとうございました。

[拍手]

ただ、法制化記念は恐らく今日までだと思います。なぜならば大きな課題が残っているからです。1つは、可視化時代での弁護実践です。これはパネルディスカッションでも出てきましたが、これについて弁護士会は頑張っていきます。もう一つは、可視化の対象事件が限られているということです。6年後の拡充に向けて、弁護士会は頑張っていきます。

しかし、そのためには、今日会場にいらっしゃった市民の皆さん、あるいはご学友の皆さん、職場の皆さんの方々の支えが必要です。どうぞこれからもご支援をよろしくお願いいたします。そして、これからの刑事司法をよりよいものにしていきたいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

司会 西村本部長代行、ありがとうございました。

以上をもちまして、法制化記念 市民シンポジウム「取調べの可視化がはじまる～村木厚子さんと考えるこれからの刑事司法～」を閉会いたします。

最後に、本日ご登壇いただきました方々に向けて、皆様、いま一度大きな拍手をお願いいたします。

[拍手]

【資料1】

法制化記念 市民シンポジウム
取調べ可視化がはじまる
～村木厚子さんと考えるこれからの刑事司法～

2016年9月17日（土）13:30～16:15頃
大阪弁護士会館2階ホール

第1部「私は負けない」～えん罪との454日の戦いを振り返る～

<プロローグ>郵便不正事件の概要（ビデオ視聴）

話し手：村木厚子さん（前厚生労働事務次官）、栗林亜紀子弁護士（大阪弁護士会）
聞き手：江川紹子さん（ジャーナリスト）

第2部 東住吉えん罪事件で無罪が確定した青木恵子さんの報告

話し手：青木恵子さん（えん罪被害者）、青砥洋司弁護士（大阪弁護士会）

< 休憩 > 10分程度予定

第3部 取調べ可視化法制化の概要

説明役：秋田真志弁護士（大阪弁護士会）

第4部 公開討論「可視化法制化への道のりとこれからの刑事司法」

パネリスト：村木厚子さん

周防正行さん（映画監督・元法制審特別部会委員）、

江川紹子さん

小坂井久弁護士（大阪弁護士会）

コーディネーター：森直也弁護士（大阪弁護士会）

*終了は、午後4時15分頃を予定しています。

大阪弁護士会提供
ラジオ番組

弁護士の放課後

大阪弁護士会

ほな行こか～(～o～)ノ

MBSラジオ(毎日放送) 1179kHz ～毎週月曜日 夜7時 放送中!～
弁護士によるええ～話から、ちょっと役に立つ話まで放課後気分で、いろいろ語ります。
出演者 ■水野晶子(毎日放送アナウンサー) ■大阪弁護士会所属弁護士



主催：大阪弁護士会 共催：日本弁護士連合会
事務局：大阪弁護士会取調べの可視化大阪本部

【資料2】

可視化法制化に至るまでの道のり（年表）

年月日	可視化法制化への道のり
1999年	日弁連 第42回人権擁護大会で、捜査の可視化を盛り込んだ「新しい世紀の刑事手続を求める宣言－刑事訴訟法施行50年をふまえて－」を採択
2001年6月	司法制度改革審議会意見書 取調べ状況の録音、録画や弁護人の取調べへの立会いについては、将来的な検討課題にとどまる。
2004年	裁判員制度導入に関する法改正時の衆参両議院法務委員会附帯決議 取調べの可視化について「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までに実質的な論議が進展することを期待する。」（衆院）
2006年8月	最高検 裁判員裁判対象事件について検察官取調べの一部録画試行を開始
2008年4月	警察庁 「裁判員裁判対象事件における取調べの録音・録画」試行開始、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則制定 最高検 「検察における取調べ適正化確保方策について」発表
2009年5月	裁判員裁判制度施行
2009年10月	法務大臣が取調べの録音・録画に関する省内勉強会立ち上げ
2010年2月	国家公安委員会委員長が「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」立ち上げ
2010年6月	法務省勉強会「中間取りまとめ」
2010年9月10日	大阪地裁、村木厚子厚生労働省元局長に無罪判決 大阪地検特捜部の証拠改ざん事件発覚
2010年10月	法務大臣が「検察の在り方検討会議」立ち上げ
2011年3月	「検察の在り方検討会議」提言「検察の再生に向けて」 検察庁、「特捜部が取り扱う独自捜査事件」について、録音・録画試行開始
2011年4月	法務大臣 「検察の再生に向けての取組」指示 最高検 「全過程を含む録音・録画の試行に関する運用要領」を作成
2011年6月29日	「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会」第1回会議
2011年8月8日	法務省 「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」発表
2012年2月23日	国家公安委員長主催「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」最終報告
2012年3月29日	警察庁「捜査手法、取調べの高度化プログラム」（録音・録画試行の拡充等）発表
2013年1月29日	法制審特別部会、中間取りまとめ「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」発表
2014年3月7日	法制審特別部会第25回会議 有識者委員5名（神津里季生、周防正行、松木和道、村木厚子、安岡崇志各氏）が連名で「取りまとめに向けての意見」発表
2014年4月30日	法制審議会特別部会第26回会議「事務当局試案」で「全過程」原則案提示
2014年7月9日	法制審特別部会第30回会議（最終日）、新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果（案）採択
2014年9月18日	法制審総会了承→答申
2014年10月1日	「取調べの録音・録画の実施等について」（2014年依命通知）施行
2015年3月13日	閣議決定→国会に法案提出
2016年5月24日	刑事訴訟法の一部を改正する法律案 成立 同年6月3日 同法案公布

東住吉事件略年表

2016年9月17日

東住吉事件青木弁護団
弁護士 青砥洋司

【起訴までの経過】

- 1995年（平成7年）7月22日 火災発生
- 1995年（平成7年）9月10日 任意同行後「自白」、逮捕（東住吉警察）
手書きの自供書5通作成
- 1995年（平成7年）9月11日 否認に転じる
- 1995年（平成7年）9月14日 再度、「自白」
手書きの自供書3通作成
- 1995年（平成7年）9月15日 再度否認、以後一貫して否認
- 1995年（平成7年）9月30日 現住建造物等放火・殺人で起訴
- 1995年（平成7年）10月13日 詐欺未遂で追起訴

【青木恵子氏の確定審の経過】

- 1999年（平成11年）5月18日 第一審（大阪地裁）判決、無期懲役
- 2004年（平成16年）11月2日 控訴審（大阪高裁）判決、公訴棄却
- 2006年（平成18年）12月11日 上告審（最高裁）決定、上告棄却
- 2006年（平成18年）12月22日 異議申立棄却

【再審請求の経過】

- 2009年（平成21年）8月7日 再審請求
- 2011年（平成23年）6月16日 朴氏と再審請求事件を併合
- 2012年（平成24年）3月7日 請求審（大阪地裁）決定、再審開始
- 2012年（平成24年）3月12日 検察官 即時抗告
- 2012年（平成24年）6月18日 検察官 取調日誌等を開示
- 2015年（平成27年）10月23日 即時審（大阪高裁）決定、抗告棄却
- 2015年（平成27年）10月26日 刑の執行停止

【再審公判の経過】

- 2016年（平成28年）5月2日 再審公判（大阪地裁）第1回公判
- 2016年（平成28年）8月10日 再審公判（大阪地裁）判決、無罪
「自白の任意性を否定」

以上

【資料4】

2016年9月17日

2016（平成28）年可視化立法の概要

弁護士 秋田真志

■ 刑訴法301条の2

第1項 検察官は、…被告人に不利益な事実の承認を内容とするものを請求した場合…（録音録画した）記録媒体の取調べを請求しなければならない。

第2項 記録媒体の取調べを請求しないときは、…却下しなければならない。

第4項 …被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。

■ 問題点

- 1 対象事件が
 - ① 裁判員裁判対象事件
 - ② 検察官独自捜査事件 だけ（2%？）
- 2 例外事由
 - ① 物理的不能（故障など）
 - ② 本人の拒絶
 - ③ 暴力団員の関わる事件
 - ④ 心理的不能（畏怖、困惑）

■ 法制審有識者5名の意見書と最高検依命通知（2014（平成26）年）

6月12日意見書

- 原則として全ての事件がその対象となるべき
- 例外はできる限り制限的であるべき

6月16日最高検依命通知

- 知的障がい、精神障がい
- 被疑者の供述が重要、取調べ状況をめぐって争いの可能性がある
- 被害者・参考人の供述が立証の中核

7月9日有識者意見書

実務上の運用で可能な限り幅広い範囲で録音・録画を強く期待

■ 衆参法務委員会附帯決議（衆2015年8月5日参2016年5月19日）

対象以外にも取調べ等の録音・録画をできる限り行うように努めること

